

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和7年6月24日（火）午前9時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝正浩君	副委員長	野村和人君
委員	藤田直仁君	委員	塩井川公子君
委員	山口仁美君	委員	宮田竜二君
委員	前島広紀君	委員	有村隆志君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	竹下智行君	議員	前田幸一君
----	-------	----	-------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	野崎勇一君	子育て支援課長	村岡新一君
保険年金課長	木原浩二君	子育て支援課主幹	中村真貴子君
保険年金課主幹	豊田理津子君	子育て支援課保育・幼稚園主査	吉永和義君
教育部長	上小園拓也君	教育総務課長	林元義文君
学校教育課長	山口良二君	学校給食課長	柳田謙一郎君
学校教育課長補佐	寺田繁樹君	学校教育課長補佐	二宮紀仁君
教育総務課主幹	山内太君	教育総務課主幹	迫則男君
教育総務課主幹	川床智文君	学校教育課主幹	住吉康賢君
学校給食課主幹	塩川辰史君	牧園総合支所長	松形一敏君
牧園総合支所地域振興課主幹	小橋朋彦君	牧園総合支所地域振興課地域振興・教育OS	黒葛原義和君
学校教育課指導事務G長	上江洲尚人君	学校教育課指導事務G指導主事	藤崎智大君
霧島学校給食センター所長	住吉一郎君		

6 本委員会に出席した陳情者は次のとおりである。

鹿児島県教職員組合 始良伊佐地区支部霧島地区協議会	議長	中 亨君
	副議長	藤元綾乃君
	書記長	池上孝子君

牧園町小中学校保護者会 代表	高田浩平君
	前原健吾君
	藤倉あゆみ君
	榎裕太郎君
	岩下聖子君
	新里大輔君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

議案第44号：霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第45号：霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の廃止について

議案第48号：請負契約の締結について

議案第54号：財産の取得について

議案第55号：財産の取得について

陳情第4号： ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第5号： 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について

陳情第6号： 中山間地（過疎地）における小中学生の安心安全な通学等に関する陳情書

「開 会 午前9時59分」

○委員長（松枝正浩君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る6月17日に本委員会に付託されました議案5件及び陳情3件の審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 陳情第6号 中山間地（過疎地）における小中学生の安心安全な通学等に関する陳情書

○委員長（松枝正浩君）

はじめに、陳情第6号、中山間地（過疎地）における小中学生の安心安全な通学等に関する陳情書について審査をいたします。本日は、陳情者である牧園町小中学校保護者会代表、高田浩平様、前原健吾様、藤倉あゆみ様、榎裕太郎様、岩下聖子様、新里大輔様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から陳情内容、陳情趣旨、経緯などについて、簡潔に御説明を頂きます。その後、委員からの質疑に一問一答でお答えを頂きます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立をして御発言ください。マイクはボタンを押しますとスイッチが入ります。目の前にマイクがありますけど、ボタンを押していただくということになります。また陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。それでは陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（新里大輔君）

今日はありがとうございます。まず大まかな内容の経緯につきまして御説明をさせていただきます。まずこの陳情書に至った経緯なんですけれども、以前より、中山間地において、通学が児童生徒だけでは難しいところは保護者が送迎をしたりというところはよく見られるところではあったんですが、昨年、三体小学校が休校になるのではないかという話が出てきたのをきっかけに、その三体小学校も今回の陳情書の内容にも入っておりますが、休校に至った経緯も致し方ない理由で、保護者がお子様のためを思って、違う校区外の学校に通わせるというような実態があって、そういった致し方ない理由にもかかわらず、保護者が送迎するというのはどうなんだろうという話も出てまいりまして、それをきっかけに改めて山間部、牧園校区内の通学に関して皆さんから御意見を頂いて、どのような形が今後、通学環境にしては適正なのかというところを協議しようということで、昨年、昨年私は中津川小学校のPTA会長だったんですけど、ほかの小学校のPTA会長、あと牧園中のPTA会長、あとは牧園支所から御担当者様と、あと教育委員会の担当の方々をお招きして牧園中PTA連合会ですかねという形で会議を、あと各学校の校長・教頭もお呼びして、皆さんで会議をしたのが始まりでございます。そのときにいろんな各地区ごとにいろんな課題が出まして、課題をどうやって解決していくのかということを、教育委員会、行政にもお願いをして、今後もその解決していくために協議の場を持とうという形で去年を開催したところですが、なかなかその解決にたどる道がなかなか進まず、どうしたものかというところに至りまして、この陳情書の3番に入ってますけど、今年ですかね。今年の3月に請願書として教育委員会に、この今回の陳情書の内容に近いものを提出をさせていただいた経緯がございます。その回答もこの3番のほうに入ってますけれども、検討するという内容だったのではなかなかこう答えが見つからない。解決に至ることに

なるんだろうかということで、今回議会のほうにもお諮りいただきたいというところで、今回この陳情書を提出するに至っております。もう内容については書いてあるとおりでございますが、大まかに言いますと、1番が、先ほど言いましたような、休校になっていたり、あとは通学に関しては国から適正距離は小学校で4km、中学校で6kmとなっているのはいるんですけど、今回御説明しますけど、中山間地においては、適正距離以内であっても、なかなか厳しい道、街灯もなかったりとか大型トラックが出るとか、害獣が出るとか、そういったところで子どもだけでは通学困難な児童がたくさん、複数名いらっしゃるということで、そこはもうもちろん保護者の方が送迎しているという状態なので、その通学支援を頂きたいであったり、そういったところ、あとはすごく時間が待たされてしまう児童がいたり、部活がない子が帰る手だてがなかったりというような状況がございますので、その支援をお願いしたいというのが一つ目。二つ目はスクールバスが老朽化していますと。1番にもかかりますけれども、そういったバスの更新も含めて、各校区で適正なバスの台数だったり、サイズだったり、そういったところを更新をしていただきたいというのが二つ目。三つ目が、先ほど言いましたように教育委員会に請願書として提出した結果、あり方検討委員会というところで検討するというお話でしたので、そこに十分地域の声が反映されるように、構成員に入れるなどして、しっかり今後検討、地域の声を反映できる運営にしていきたいというのが三つ目でございます。

○委員長（松枝正浩君）

ありがとうございます。今、新里様のほうから御説明をしていただきましたけど、ほかに御出席の方で御発言なさりたい方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。それでは陳情者の方から幾つか資料の提出がなされておりますけれども、その資料についての説明をお願いしてもよろしいでしょうか。どなたかいらっしゃいますか。

○陳情者（新里大輔君）

引き続き私が。まず私は中津川校区にいる人間なんですけど、中津川・持松の今状況をちょっと御説明したいと思いますが、御手元の資料がありますかね、中津川・持松線の、今課外バスルートというのがありまして、この課外バスというのが、基本的には中学校で部活をした後に出るバスのことを指しているんですけども、いろいろ季節によって、部活が終わる時間が違うので、3種類季節によって時刻表が違いますが、このバスのこの赤いバスのルートで帰ってくるんですけども、まず一つ問題なのは、中津川小学校のスクールバスと――。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前10時08分」

「再 開 午前10時14分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○陳情者（新里大輔君）

改めて失礼します。今モニターにも映っております。中津川・持松線、PDFの1枚目の資料でございます。これが先ほど言いましたように、通常時ちょっと特殊な授業があったりとか、土曜日とか除く、基本このルートで帰ってますというもので、時間帯が3種類ありまして、これは季節によって終わる時間が違うので3種類ありますというだけの話です。ちょっとスクロールしてもらって、左上が牧園中学校です。そこから下って行って中津川と持松をぐるっと回って帰ってくると、なんですけれども、今ちょっと見にくいんですけど、ちょっと水色の二重丸みたいなポイントをしてるところに、今、バス停まで保護者が送迎している世帯が今4世帯あるという形です。これは先ほど言いましたように、小学校4km、中学校6km以内ではあるんですけども、とても子どもだけで歩かせるには厳しい所でございます。一番遠い所はもう4km弱ぐらいなんですけど、50分近くはかかるのではないかとというぐらいの距離であったりとか、それ以内であっても結構厳しいので、保

護者が心配なので送り迎えをしているという状況でございます。そこはまず問題として一つあります。あとは、先ほど言いかけてましたけど、この黄緑のラインが中津川小学校のスクールバスの帰りのルートなんですね。この帰りのルート、中津川小学校3時55分に発で最終地点が4時10分着という形になっています。これが何が問題なのかというと、中学校で部活ない子が、これを使うために帰る手段がなくなっているという状況がありまして、中学校で部活してなかったり、3年生で早めに引退して、残りの中学校生活を送る上で、部活をしてないので、学校が4時20分に終わるんですけども、この部活している子用のスクールバスを待つか、民間の鹿児島交通の路線バスが5時台にあるんですけど、それに乗って帰ることになるんですけども、その世帯によってはそのバス停までしか行かないです。結局そのバス停まで送り迎えをしないと帰れないという状況。なので結局、そういった世帯はもう中学校まで送り迎えしてるんです、もう結局は。ただもうほとんどそれが常態化している状況なので、いや、そこはうまく効率よく何か手だてがあれば、部活をしてない子も部活をしている子もスクールバスで帰れるのではないのかと。あとは、そもそもそのバス停まで送り迎えしてる世帯にも対応してもらわないと、なかなかこの今後過疎地に、中山間地に新しく子育てしようという世帯もいなくなりますし、どんどん過疎化が進んでいくのではないかなという懸念もありますのでそういったことを網羅していろいろ検討していきたいというところでございます。あと、ちょっと写真がついてるんで御説明しますと、この稼原のバス停というのがありまして、ここも標識もなく普通の道なんですね。もう歩道もほとんどないぐらいのところで、言うたら、雨の日もどんなときでもここで待っておかないといけない。どこで待つかも定まってないところで、ここの、今、お子さんが数名いらっしゃいますけれども、待っているという状況で、これも危険ではないのかという。これは一部なので、ほかのバス停がどういう状況なのかまだ調べ切れてないんですけど、そういったことも含めて、検討する場が、教育委員会の言うあり方検討委員会が適切なのか分かりませんが、こういった問題を解決すべく、検討する場を、私たちの地域の声も反映してやっていきたいというところでございます。そういう個人的な解決方法とかまでは言及なくていいですかね、この場で。2枚目、3枚目は、ちょっと参考資料程度にやってるんですけど、第2土曜日のルートになってまして、土曜日に関しては、何か問題があるということは今のところ聴いていないので、一応参考程度に添付してます。4枚目は全部の時期の時間帯を入れてるだけなので、これも参考程度にちょっと添付しているのみとなっております。

○委員長（松枝正浩君）

今、陳情者から提出がなされております4枚目のこの時刻表につきましては、行政から情報提供しているものがスマートディスカッションに入っておりますけど、これと同じものであるということで、そういう認識で見ていただけたらと思います。陳情者の皆様、一応説明はよろしいでしょうか。ほかにいらっしゃれば。

○陳情者（高田浩平君）

牧園中学校PTA会長の高田です。まずはじめに牧園町という場所が、この黒で囲われたのが牧園町なんですけど、牧園町自体が面積が130km²あると。国分が123、隼人が66と、とても広い地域です。その中で高千穂線になってます。高千穂は部活の子に対する民間のバス会社を今まで使用していたんですが、民間の会社が、子どもが帰る時間のバスを取りやめてしまった関係上、今スクールバスが出ているという現状です。高千穂は、左下の牧園中学校から高千穂の丸尾、右上のところまで回るんですが、そのバスは次の万膳地域の送迎も兼ねていまして、万膳地域に子どもが2名おりました、その子を送ってぐるっと回るというのが現状です。三体・万膳を出してもらっていいですか。このように、ほぼもう牧園を一周してしまう。牧園中学校を出て高千穂のほうに上がり、三体を通り、万膳を回り、そのまま帰ってくると。万膳の子は、最初に乗った子は、1時間近くずっとバスに乗っていないといけないというのが現状で、三体は今、高千穂線が出る場合は、三体はまた別のバスを1本出していただいているんですが、各地域、子どもたちが住んでる場所もばらばらで、バス停からは現状、保護者の方々が送り迎えしているというのが現状となります。高千穂地域にし

ても、バス停内に住んでる子どもが少なく、やはり危ない地域も、歩道がないところだったり、動物、シカ、イノシシが出るところがあるということで、どうしても保護者の送迎がバス停から必要だというのが現状となっています。次の資料説明を説明していいですか。下の写真、先ほど陳情書の中の内容にもあったのですが、今、国が出してる、小学校が4km、中学校が6kmというルールがあるんですが、その子の家は、牧園中学校から4km弱、4km以内なので、バスの補助もなく、自転車も使えないというような所です。この子の家が龍馬温泉の近く、龍馬温泉のある上のほうに家がある方なんですけど、とてもじゃないけど、あそこを子どもを歩かせることがちょっと不可能だと。ほかの写真も見て、絶壁、石が落ちてくるような場所であったり、歩道はついてるのですが、途中で歩道が切れて、もう車がすごいスピードで大型トラックが走る所を子どもは急いで渡らなければいけないという現状で、そういうところをちょっともう、こういう中山間の地域はそういうルールにのっとれないのではないかという思いです。このような、もう崩れてるところだったり、今ここを見てもらえば分かるんですが、歩道が切れるんですよ。そこまで歩道があって、その先にまだいかないといけませんが、もう歩道がない状態で、橋なので歩道がない状態で、歩道が逆側に切り替わっているんです。ここ右から歩道が右に通ってくるのですが、この橋を境に歩道が左側に移っている。だから、ここを子どもたちはこの橋を渡らないといけないというのが現状で、こちら辺も危ないのではないのかなあという点で、こういう子どもたちが、結構高千穂、三体、万膳、結構いらっやいまして、ちょっと田舎はこういうルールはなかなか適用されると難しいところがあるなあという現状です。

○陳情者（岩下聖子君）

万膳小学校PTAの岩下です。万膳小学校のほうの資料出していただきたいんですけども、黄色のやつとマップがあるんですが、マップのほうを出していただいてもいいでしょうか。こちらを見ていただくと分かるんですけども、バツ印が地図にあるのですが、そちらが全て危険箇所という形になります。今現在中学校に通っている児童は万膳からは2名です。うち1名は、Cの丸を書いてあるんですけども、そちらのほうでバスの乗車しているんですが、そちら万膳道路、ちょうどカーブになっていて見通しがとても悪くて、一応、小学校の通学路でもあるので、横断歩道の設置をお願いしたいということも何度もお願いしていたんですが、道路交通法のほうで、ちょっとやはりカーブに横断歩道を作れないというルールがあるようで、そこをちょっと、車を大分意識して渡らないといけない。低学年、小学校1年生からやはりちょっと危険な時だったりというのもちよくちよく目撃することがあるので、こちらに対しても、ちょっとカーブを離れた場所とかまで行って作っていただくとか、何かしらの対策をとっていただけたらありがたいなと思っております。それとCから小学校へ向かう道路、そのままDですね、万膳道路というかも万膳地区自体が、サル、イノシシ、シカがとても多くて、通学路全体に出ている状態です。Dに関しましては、用水路が蓋もない。用水路、歩道から斜面になっていて、そのまま用水路という形になっているので、歩道のほうも今現在は、もう割れて草が出てきて、ぼこぼこしていて、歩いていて滑ったり転んだりという危険性もととても高い歩道になっています。毎年、学期はじめに、地域の方々が防犯パトロールとして、子どもたちの集団登校に付き添ってくださって、道路の状態を確認してくださっているんですが、やはり年々ひどくなっている状態で、万膳道路の歩道についての修繕も、できればお願いしたいなというところなんです。次に、万膳小学校から三体のほうに向かう扇之迫地区、浅谷地区、水堀地区に関しましてなんですけど、Bに丸をつけてあるんですが、こちらが砂防ダムの方が半分以上埋まっていて、今、行政のほうでも危険箇所として一番、万膳地区の方では一番、最も危険だと言われている場所になります。こちらの道路が、もう雨が降るたびに、このぐらいの倒木、落石だったりもう日常茶飯事。崖崩れも毎週のようにこの梅雨時期は今発生している状態です。また、万膳小学校1から、そこから扇之迫のほうに向かってくる道路なんですけど、扇之迫地区と書いてあるあそこまで1軒も人家がなく、山の中で電波も悪い。携帯を持たせても、ちょっとつながりにくいという状況なので、子どもの安全確保ができない。まして歩道もない、見通しも悪く、万膳自体、

茶畑が多いので、お茶を運ぶ運搬トラックがとても多く走っていて、それにちょっとぶつかりそうになったり、送迎していてもそういうことがしょっちゅうあるので、ちょっとその辺の危険性が高いため、徒歩通学で小学校にすら通えないという状態です。万膳としては、今のところそのような感じです。距離的には1 km弱、1 kmぐらいなんですけれども、万膳道路に面していない、そこから入り込んだところに自宅がある生徒に関しては、やはり万膳道路まで保護者が送迎しないとたった1 kmの道でも安心して通わせることができないというところが、現状になっております。

○陳情者（新里大輔君）

すいません度々。あと参考資料で、牧園通学危険箇所PDFというのがありまして、これは牧園中学校から各世帯にアンケートといいますか、調査をして上がってきた、各世帯からの御意見をまとめたものになりますので、こちらもまた御参照いただきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

それでは陳情者の皆様からの御説明というのは、これでよろしいでしょうか。ただいま陳情者の方の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（塩井川公子君）

私はちょっと横川に住んでいまして、万膳小学校の手前の緩いカーブのところに横断歩道をというので、ワタセの社長さんから御相談を受けまして、1年ぐらい、1年たたないか、現場を見に行くと、地区の方ともお話をし、横川の警察派出所のほうにもお話をし、何回かお目にかかりました。そのときに、やはり横断歩道というのは緩いカーブではちょっとつけられないということで、そしたらもう議員がおっしゃってるような横断歩道は無理ですけれども、両方のところの道路の手前に、子どもたちが通りますということで、看板を立てさせていただきますということで、看板が立ってると思います。という要望はしておりますので、できたら横断歩道をとすごく何回か言ったんですけど、やはりトラックとかいろいろ通ったときに、一旦停止ができないので、かえって危なくなるということの御回答を頂いております。万膳小学校の方たちの子どもたちの安全を考えておっしゃったと思います。はい。その辺あたりもちょっとありましたのでちょっと。

○委員長（松枝正浩君）

陳情者への質疑はいいですか。[「はい」という声あり] 陳情者の方への質疑になりますので、委員の方々、質疑あられる方はお願いいたします。

○委員（山口仁美君）

少し確認をさせていただきたい点がありまして、昨年から話を重ねていらっしゃるということなんですけれども、この今、おっしゃられた内容、それから地図であったり、そういったものを今回提出していただいたものについては、市の総合支所であったり、それから教育委員会のほうも把握はしているというふうに理解してよろしいですか。新しいものは特に含まれてないですか。

○陳情者（新里大輔君）

陳情書の内容は、おおむねもう教育委員会さんにお出したものとほぼほぼ変わらないんですけど、今回添付資料でお出した写真であったりとか、詳細な住んでる世帯のポイントであったりマップというのは、今回だけにはなってます。教育委員会のほうには提出してない資料となります。

○委員（山口仁美君）

それを踏まえましてなんですけれども、皆様のほうでは、例えば、今、通学支援をしてほしいというようなことではあるんですけども、支援といっても例えばガソリン代を補助してほしいという支援もありますでしょうし、それから、スクールバスを本数ないしその便数を増やしてほしいということもあるでしょうし、どのような要望が一番強く持ってらっしゃるのか、そこを教えてください。

○陳情者（新里大輔君）

すいません。昨年から教育委員会も招いてお話ししてる中では、やはりスクールバスを増便というかたちが一番理想じゃないかということは、おおむね皆さんの御意見かなと思います。

○陳情者（岩下聖子君）

万膳地区に関しましては、今、在来線がない状態です。ふれあいバスも通っておりません。今、デマンド交通での運行という形になっておりますので、子どもたちが中学校に通う術というのが、スクールバスのみしかございません。なので、スクールバスにもしも何かで大雨だったりで乗れなかったりすると、その子は1日学校を休まないといけなくなってしまう。そういったときに、何らかの支援、ガソリンとかそういうことではなくて、そういった大雨が降ったりしたときに、やはりどうしてもそういう交通の路線がない地区に関しては、バスを待つこともできないし、タクシーとなると、やはりデマンド交通にしても前日の予約になりますので、タクシーを使って、中学校まで大体9km、10kmぐらいあるんですね。それを毎回負担していくのは、やはりちょっと厳しいなというのが保護者の考えでございます。

○委員（山口仁美君）

今の点でちょっと聴きたいんですけども、スクールバスが運休をするようなときに、デマンドタクシーを使って学校に行きなさいといいますが、それを使ってきてくださいねというようなことが今現在あるのかというのをちょっと聴かせてください。

○陳情者（岩下聖子君）

今現在、デマンド交通の利用はないです。実質、私のところは、娘の諸事情でスクールバスに乗れない。精神状態だったり、そういうメンタルな部分で乗れないという状況がございましたので、私のところでは、1年目、2年目は学校まで送迎して送迎の援助、補助を頂いております。大体、1日片道9.2kmで、1年で約2万円ぐらいの補助を頂いております。デマンド交通をなぜ使わないのかに関しましては、まず、前日に予約しないと使えない。前日の予定が分からない。自分で送っていける場合もあるだろうし、突如いけなくなったとき、当日利用というのができないので、デマンド交通を学校から使ってくれという要請もございませんし、基本はスクールバスか自転車送迎という形になってるので、それをしているんですが、スクールバス1本しかない。大雨なんかでその時間に遅れてしまったりとなった場合に、保護者が仕事でいなくなってしまうたら、その児童は学校に行く術がないので、そういった場合にどうすればいいのかだったりという不安は大きいなということです。

○委員（宮田竜二君）

陳情の項目の3項目、3点目にちょっと質問があるんですが、この陳情の3項目の内容が、霧島市公立学校あり方検討委員会に地域の方々ですとか保護者の方々を入れていただいて地域の御意見をということで、これもごもっともなことだと思うんですけども、今、この学校のあり方検討委員会というのが、特に小規模校の子どもたちの教育環境についての課題という形で、いろいろ今からやっていかれると思うんですけども、この委員会でもいろいろ勉強させていただきました。やはり子どもたちの環境を最優先に考えた場合に、小学校、中学校の統廃合、例えば小中一貫校にして義務教育学校にするとか、そういうことを動いてるのが、いろんな地域が今、先進地域があります。そこら辺も勉強してきましたけれども、今日、陳情に来られている皆様は、各地域のPTAの会長様でございます。そこら辺に関しまして、皆さんの御意見ということに関しましては、そういう学校の再編成、小中一貫校のというようなことに関しての御意見等はどうでしょうか。

○陳情者（新里大輔君）

別に、これは総意という意見ではないんですが、個人的な意見にはなりますけれども、私に関しては、統廃合でも、誤解を恐れずに言うならば、どちらでもいいかなと思ってます。ただやはり地域が衰退していくということはやはり避けないといけないと思ってまして、統合するにしても、どこに住んでも、安心安全に教育にアクセスできる環境はつくりたいと、それは両輪で考えないといけないと思うので、単純に統合したらいいとか悪いとか、そういうことではないのではないかなと。だから、一方では地域の活性化の問題でもありますから、そこは子どもの教育に合わせて、今後の山間地の地域の在り方であったりとか、未来像というのを一緒に検討していかないといけない

というふうに考えております。

○陳情者（高田浩平君）

自分は、去年の三体小学校、一昨年の三体小学校のPTA会長でした。三体小学校が休校に、子どもがいなくなるということで、地域ともう何度も話し合いをしてきました。その中で、今休校になっていて、とてもありがたいこと、1人でも子どもがいれば学校が始まってくれるというのはとてもありがたいのですが、今、現状、子どもを女の子1人の学年を、保護者が学校に子どもを行かせることができるのかと言われると、もう子どものためを考えて、保護者も地元の方なので、できれば自分が卒業した小学校に入れたいという思いはあるんですが、子どものことを考えたら、やはり行かせることができないというので、今ほかの学校に送って行っているという状態です。地区のために小学校があるのか、子どものために小学校があるのか、そこはかなり難しいところではあると思うのですが、こういう中山間地域では、保護者が望めばこの小学校に入れることもできるような形を施策、考えていってもいいのかなと思います。

○陳情者（前原健吾君）

中津川小PTA会長の前原と申します。今、議員から頂いた御質問ですが、それは本当にそれぞれが考えているところだと思います。両論あるのが正直なところですよ。反対派もいれば賛成派もいる。その中で、今、新里さんから言われましたが、私もどちらでも良いという考えです。ただ、私も含め、今の中津川小には、地元の方以外の方々もたくさん来ていただいております。私自身も、牧園出身ではなく、下の日当山のほうから中津川の自然にちょっと惚れまして、家族で移住をするという選択をいたしました。その中で、やはりその地域の中で、中山間地域という所で住むということは、それなりの正直覚悟というものがやはり必要だったというふうに私は認識をしております。もちろん下よりもお店も少ないですし、道路も険しいところも多々あります。そういう中でのある程度の覚悟は必要だなと思いつつも、やはり子どもたちの交通に関しては、それは平等であっていただきたいというふうな思いです。その中で、今、牧園では、移住をしたいと言ってくださってる親御さんは結構いらっしゃいます。中津川小でも、去年もたしか3件、4件ほど、依頼が御相談があったりしました。地域を見ていただいたりしたこともあります。そして、今年度も今月、また県外から見学の方がいらっしゃるという現状もあります。下のところからも、来たいという思いを持つ親御さんは少なからずあるんです。その中で、我々としては、もちろん民間の私たち保護者、そしてまた地域としてはもうウエルカムです。いろいろな行事等を企画をしたりとか、御説明をさせていただいたり、地域、学校一体となってその子どもたちが来てもらえるような取組をしております。ただ、この道路の問題に関しては、私たちではどうしようもない問題であります。これは、当地域の方、私、またここにいる保護者の方々も、お父さんだったり、知り合いの方だったり、地域の方だったり送迎していたということもあります。今もそういう、本当なんだろうな、両親でやっていることが、今高齢化の波はもう抑え切れない状況の中で、もう危機的状況に私はなっているというふうに思っています。何が言いたいのかといいますと、それは統廃合に関しては、どちらも選択肢としてあると思います。ただ、今通いたい、学びたいと思っている生徒さん、親御さんがいらっしゃる以上は、ぜひ最優先で、交通のことにしましてはお考えいただきたいというふうに思っております。私は今2歳の娘がいて、4姉妹、子どもがいるんですけども、なるべくこの牧園で通わせたいなというふうに思っております。そのために、我々民間が、保護者ができることは精いっぱいやりつつ、やはり何もしないでお願いをしているわけではなく、地域のため、学校がスムーズにできるためにいろんな取組をしつつ、どうしようもないこの交通のことは、行政の方、また議員の方々に、いろいろお考えいただいて、よりよいものを見つけていただきたいなというふうに思います。その先に統廃合という形になる部分に関しては、それは仕方ない部分でもあるし、そこをどうしても地域のために残せというふうには私自身は思っていませんし、地域の中でお話を聴いてる中でももちろん残したいのは両親としてはあるんですが、今のこの状況の中では致し方ないというところだと思います。それまでのプロセスをぜひ今のこの、今まだいるうちに、今こっだけ行

きたい、学びたいと思ってる子ども、親御さんがいるうちに、解決をしていただきたいというのが強い親の願いとしてあります。

○陳情者（岩下聖子君）

すいません。万膳地区に関しましては、今現在、P戸数が4軒、生徒数6名となっております。今年度1名卒業予定、来年度3名卒業します。するとその翌年は2名という形で、入学予定者もいることにはいるんですけれども、今現在その御兄弟のお子さんは違う学区の学校に通っている。それは家庭の事情だったり、様々な事情で、こちらから強制することはできないことですし、ただ、今、まさに明日も地域の方々とお話をさせていただくようになっているんですけれども、学校の運営、子どもたちを地元の学校に入れて、卒業させてあげたい。地元で育てたいという思いでいる保護者や地域の方というのがいて、でも実際、子どものことを考えた時だったりすると、やはり同級生がいない分、同級生とのコミュニケーションスキルがやはり、人数のある学校とは少し異なったりとか、デメリット、メリットがやはりありまして、統廃合するとかしないとか、そこに関しては私も新里さんと同じで、そうになってしまえば仕方ないのかなと。ただ、現状、今いる保護者はその中で一生懸命やっていて、子どもたちのために地域の方もいろいろな行事に参加してくださっているというのが、今の山間部の小規模校の現実です。

○陳情者（藤倉あゆみ君）

持松小学校PTAの藤倉と申します。私はもともと千葉のほうにおりまして、小学校入学に差し当たって子どもたちをこちらに入れてきた形なんですけれど、千葉にいたら多分1クラス8から10とかすごいマンモス校になるような学年、すごい学校に行く予定だったのが、今現在は小学校の教頭先生が来てくださったことで、お子さんが1人増えて、うちの子が今、小学校3年生の男の子が1人と、あと、現状、今までいた1年生の地域の子が1人、あとは下から、国分のほうからはお子様2人が特認ということであらっしゃったりという形で、もういろんな方が変わったような小学校で通わせていただいているんですけれど、その統廃合については、前原さんの意見と同じで、もう最終的に致し方ないのであればというのは、もちろんなんですけど、もともともしかしたらうちの息子1人になるかも、小学校1年生の子が違う学校に行ったときに、中学校の教頭先生が来ることも分からず、あとの2人も特認で来なかったら、もしかしたらうちの子1人になるのではないかなあという、小学校3年生に上がった時というのを息子と相談したときに、自分がいなくなることによって、その責任を負ってるわけじゃないんですけれど、地域のおじいちゃんおばあちゃんたちとの関わりがやはり減るのも嫌だし、もう自分が育てた花壇がなくなるのも嫌だしと、この小学校が僕は好きだから、僕1人でここを卒業するというような息子の意見もあって、私もその息子の意見に、彼が決めたことだし、自分もそういう気持ちがあるのであれば、もうそうやって卒業を立派にしてくれたらなという思いで、他校の移動ということもお話があったりはしたんですけれど、そういうことも全く考えずに、持松小学校を卒業してねという形で、話はしていたような形でした。子どもが少ないことによって、親の気持ちというのは皆様それぞれいろいろ考えますし、そういうコミュニケーション能力とかそういうのもすごい心配にはなると思うんですけれど、子どもを思っているのと一緒と、子どもの考えというのもやはり尊重してあげて、その統廃合に向けて少し考えていけたらなあというところでございます。

○委員（宮田竜二君）

貴重な御意見ありがとうございました。この質問したのは、先月、愛知県瀬戸市をお訪ねしまして、小中学校一貫校という形で集約したところがあったんですけど、そこは一番最初の課題としてやったのが、子どもたちの交通、通学を安全にということで、みんなで地域の人と一緒に通学路を全部見たみたいです。ですから、その関連があるのでちょっと質問したんですけれども。やはり今回の陳情の中の3番に関しましては恐らく時間がかかるところだと思います。1番、2番は緊急にもう今の子どもたちの通学の状況をよくしたいというのが、ちょっとこの文面からとれる。先ほど説明もそうだったんです。例えば、2番目のバスの更新に関しましては、予算が必要なもの

ですから、やるとしたら補正で上げたりはできるんですけれども、すぐにでもやりたいということの陳情と捉えましたけれども、そういうこの交通の安全面、バスのところとかはもうすぐにでもやってほしいという陳情という捉え方でよろしいですか。

○陳情者（新里大輔君）

おっしゃるとおり、早急にお願いしたいと思います。

○委員（有村隆志君）

バスの件ですけれども、この文章からいくと、万膳、三体、高千穂で運行してるスクールバスということで、これは1台ということは、あともう一台あるわけですね、中津川を回るものと。2台でやってるということですか。

○陳情者（高田浩平君）

現状、今3台で運用している。2台ではどうしても回らないということで、今、教育委員会のほうが、溝辺に余っていたバスがあるということで、今1台小さいバスにはならない、13人ぐらいの車を今持ってきて、3台で運用しているというのが現状です。

○委員（有村隆志君）

1台は古くてもう修理もきかないよということなので、その2台は今のところクーラー、それから暖房はオーケーということですか。

○陳情者（高田浩平君）

はい、そうです。

○副委員長（野村和人君）

バスの関連の2番のところで、車両の適切な更新ということで、説明の最後のところに、車種や台数に関しては、現状の利用者数や今後を見据えた上での最善な車両にというような表現をさせていただいてます。ここについて御説明を追加いただけないでしょうか。

○陳情者（新里大輔君）

今、問題となっている老朽化したバスが三十数名乗りなんですけれども、今後、人口も子どもも減っていく中で、そういった大型車両が本当に適当なのかどうか、同じようなクラスのやつを、もちろんコストも掛かるでしょうし、それを更新するのがいいのか、それとも、今言ったように牧園町とても広くて、いろんな校区にまたがってる中で、もう少し小さいサイズのが2台のほうがもっと利便性、効率性が高いのではないかと、そういった議論をしっかりと上で、車種や台数をちゃんと検討していただきたいという、そこはこれからちゃんと洗い出して、今後の児童数の見通しなども含めて、しっかり検討していただきたいという意味でございます。

○委員長（松枝正浩君）

今御説明いただいているバスというのは、今、写真を出していただけてますけど、このバスでよろしいですか。[「そうですね」との声あり]

○委員（有村隆志君）

確認なんですけれども、通学路の安全ということは、毎年1回、各学校ごとで調査していらっしやって、それは、この件はずっと出してきてるということで理解していいですか。

○陳情者（高田浩平君）

出しています。ですが、牧園地区は広いので、先生方が全ての道をずっと通るわけにもいかず、実際は、地図上で見ると、近い場所でも危ない場所があったりとかいうのを出してはいるが、改善はなかなか難しいというのが現状であります。

○委員（有村隆志君）

そういうことであれば、やはりさっきデマンド交通のお話もありました。それから、今、霧島市内では、きりしまMワゴンというのもあって、これを今回、一般質問でエリアの拡大ができないかと。これは当日予約もできる状況のバスなんだけど、それを、今ところ拡大する考えがないということでしたね。エリアの拡大がですね。だから、そうなってくると、やはりバスをちょっとさっ

きおっしゃったけど、台数を増やして、小まめに回るといふかそういうこと。それから先ほどもお話がありましたけど、やはり小さい学校がたくさんあって、そこに住んでらっしゃる方はなるべく近く、子どもが歩いていけるような安全な場所がいいということがあると思うんですが、なるべくそれを今の状況としては、近くの学校に現状としては行きたいということであれば、そういった送り迎えをどうするかということで、ここで地域の方が、よそでは地域でボランティアでみんなで集まって、それを保険代や車のガソリン代とか払った地域交通的なものをやってる所はないんですか、この地域ではない。

○陳情者（高田浩平君）

まず最初に、先ほどの説明なんですけど、当時までは、ちっちゃいバスが複数台あったほうがいいのではないかという話はあったんですが、今、高千穂地区は子どもたちが30名超えてきます。民間が今、助けていただいているのが現状なんですけど、今後、民間がとまる可能性も考えられてくる。そこら辺も将来のこともしっかり考えていかないといけないのではないかなと。また、近い未来にまた更新しないといけないということが起こり得るということがあると思います。牧園地域は役場に問合せたところ、霧島市のルール上、ハローワークで求人を出して、ハローワークで通った方ではないと、バスを運転することができないと。自分たちもそうやって「ボランティアでしてあげるよ」って言う方はいるというのは知ってるのですが、なかなかそこはルールでできないというような返答をもらったところです。

○陳情者（岩下聖子君）

すいません、今の質問についてなんですけれども、万膳地区では地域の方々のボランティアで学校まで付き添って歩いてくれるとか、そういうことですよね。そういうことであれば、以前は、数年前、もうちょっと前であれば考えられたかもしれないんですけれども、もう限界集落になっていて、ほとんどもう後期高齢者の方ばかりで、やはり冬場の早朝なんかには歩いてる方なんかはいらっしゃいませんし、誰か一緒にという、ボランティアでという方は、やはり毎日となると難しいなというのが現状です。

○陳情者（新里大輔君）

すいません、先ほどの補足なんですけど、昨年の教育委員会もお呼びして、牧園中学校の皆さんで協議した際にも、そういった地域の方だったり保護者が運転士をしたらどうかという話は出たんですけれども、まさに教育委員会の返答としては、そういった規制によって、してはいけませんと。こういった問題を解決するためにスクールバスの台数増便だったり、お願いできないんですかといったところの返答が、予算がないというのと、運転手が集まらないという、この2点を大きな課題として挙げられておまして、その代わりとして地域の方だったり保護者が空いてる時間を見つけて運転するというのはどうなのかというところは、もう規制で駄目だというふうな判断で言われたところなので、今現在もそうやってやってないですし、そういった可能性があるのであれば、それも含めて、今後検討していただきたいなと思います。

○委員（有村隆志君）

今のに関連して、全く霧島市内でそういったものがないというわけでは、学校に関してのものはないかもしれんけど、地域でそういった助け合ってやっているとところが一部あるようなふうに聴いておりますので、そこら辺もちょっと参考になるのかなあと思ったんでちょっとお話しさせていただきました。皆様が大変な通学状況であるということとはよく分かりました。

○委員長（松枝正浩君）

その点については、どこかというのはまた教育委員会に確認をするということでよろしいですか。[「はい」と言う声あり]では、そのようにさせていただきます。ほかにございませんか。

○委員（有村隆志君）

学校でやってるかどうかかわかんないです。ただ、地域でそういった協力しているところが、ボランティアあるということで、学校に関しては確認をさせていただきます。

○委員（山口仁美君）

先ほど宮田委員のほうからもありましたけれども、時間がかかる課題とそれからすぐに対応すべき課題と二つあるのかなというふうに私も受け取っているところです。この学校に通学する途中の道が非常に落石があったりとか、こういった実際もう危ないという状況を、学校のほうにも都度御相談をなさっているんだと思うんですけれども、その際に何か学校のほうからこうしようとかスクールバスに乗れるように、教育委員会と話をしてみましようというようなことはあるのかなのか。もう保護者のほうで頑張ってくださいっていうことなのか。そこをちょっと、何かそういうやりとりがあったっていう事例があれば、なければ結構ですけれども、あれば教えてください。

○陳情者（高田浩平君）

実際、さっきの注意のあった部分で、修正された点というのはたくさんあります。例えば、白線が消えているので、白線を変えてくれませんかとか、改善された点もあるのですが、その中で縛りがあるルールがあります。例えば4 km以内はもう絶対歩いてこなければいけない。そういう危険箇所はもう学校ではもうどうにもならない。歩道を学校が造れるかというところと造れなかったり、絶壁のある場所を学校が直せるかといったら直せない。学校がそれを霧島市のほうにどう伝えてるかという返答はないのが現状。どうなってるのか、この先がどうなったのかっていうのが分からないのが現状です。

○陳情者（岩下聖子君）

すいません、万膳小学校区に関しましては、毎年、地域、学校、保護者がそれぞれ自分たちの通学路に対する危険地区だったり、住民の危険地区なんかに関しては、黄色の一番下のほうに、ちょっと字が汚いんですけど、書いてあるように、あわせて毎年市のほうにも、学校と地域が一緒になって、市のほうにお願いはしてあります。その中で、万膳地区の運営委員会のほうで、毎年、年度初めのほうで、報告、いつぐらいなら工期、優先度は何番目ですみたいな感じのやつは御返事としては頂いております。ただ、やはり、住民の多さだったり、居住している人数の少なさだったりっていうので優先位が下がってしまう。さっき塩井川委員がおっしゃったように、改善されたところもありまして、用水路の一部に柵が造られたりというのも、実際改善されているところは出てきています。ただ、やはり先ほど言われたように、交通法だったり、警察のほうの、道路の法律なのかちょっとよく分からないんですけれども、詳しいところは。そういった事情でどうしても修繕できない、これ以上はできないというところが、万膳地区においては多々あるという状況です。

○陳情者（榎裕太郎君）

先ほど山口委員から質問があった、学校でどのように対応してるかという点なんですけど、直してもらったところもあるんですけど、スクールバスに乗っていいよだとか、そういうところの返答はちょっと頂いたことはないっていうのが今の現状です。

○陳情者（高田浩平君）

ルール、中学校、小学校多分全国一律なんだと思うんですが、ルールが決められていて、それからルールからそぐれるようなことは、まず無理と保護者は言われるのが現状で、例えばほかのバスに乗れば、ほかの地域にバスに乗れば近い子とかがいたり、部活が終わった子がバスに乗る。本当はふだんは乗らないけどその日だけ乗るようなことはもう絶対にできないというのが現状です。

○委員（山口仁美君）

もう一点確認をさせてください。これ段取り的なところで、スクールバスのルートを先ほど提示をさせていただいたんですけれども、これはもう固定のルートなのか、毎年見直し、例えば12月とか1月ぐらいに、来年、入ってくる子とか卒業する子を見て、柔軟に調整されているのかどうかというそのプロセスの部分で少し御存じの部分があれば教えてください。

○陳情者（高田浩平君）

中学校は毎年入ってくる子に従って、見直しされます。それも多分1か月ごとに各地域、部活が終わる時間が違ったりもするので、もう各月にもう時間も変わりますし、民間のバスが減れば、そ

れに対応していただけるという現状ではあります。

○委員（有村隆志君）

通学、さっきから思っているのは、高千穂から万膳行って、かなり広い範囲を回ってるなど思うので、学校ではそういう分けるということは考えてないんですか。

○陳情者（高田浩平君）

去年までは高千穂は民間がもう全てをカバーしていました。なので、高千穂にスクールバスが走ることにはなかったのですが、三体と万膳を一つのバス、先ほど言った古いバスで1本で三体と1日おきに万膳回り、三体回り、どうしても最後の子がとても長い時間バスに乗っていることになるので、それを緩和するために、交互に回していました。今回、高千穂が民間がやめたので、高千穂を回って行くことになってるというのが現状です。

○陳情者（榎裕太郎君）

少し今の補足なんですけど、本来なら三体、万膳で一緒に回ってもらえれば、もう少し時間の短縮になるんですが、ちょうどバスの三体便の人数がもうそれで三体便に乗る方でいっぱいいっぱいということになって、今、高千穂と万膳を回って一周回ってるというふうな現状になっています。

○委員（山口仁美君）

すみません地図の上でしか、ちょっと皆さんのおうちがどこにあるかというのを地図の上で見ることができないので、高低差とかが分からないので教えていただきたいんですけども、今、最大3便で運行しているということであるんですけども、これ、理想的には何台ぐらいあれば、皆さんが心配なさるような問題が解決しそうなのか。例えば部活生とそれから通常の部活に入っていない子たちを別便で回すとなると、1台行って帰ってきたものがもう一回行くという話になってそれで済むのか。そういったところも少し気にはなるんですけども、皆様のほうでそういった、こうあるといいよねというような話合いを持たれたことがあるのかどうかを教えてください。

○陳情者（新里大輔君）

中津川、持松に関しては、今、先ほど言いましたように小学校と兼用になってるので、もうこれを小学校1台、中学校1台にしてもらえれば、ある程度部活してるしてないも含めてカバーできるのではないかなと。だから1台増便でいいのではないかという話が出ております。

○陳情者（前原健吾君）

本当に理想としては、各校区に送迎バスがあることが理想ではあります。ただ現状、なかなか厳しいということは理解しております。その中で先ほど、有村委員からもありましたが、地域でのボランティアというお話があり、それに対しての行政の回答としては、それはできませんという回答がありました。その中で、やはりこのスクールバス問題に関しては、乗る人がいないとどうしようもないということにはなるのかなというふうに思います。それは去年の行政の方々との話合いの中でも出ました。仮に出したとしても、やはり運転手がいけないという現状があると。去年の中ですすが、今の状況でも、もう2人しかいない状況の中で、誰かが休んでしまう、調子が悪いとか、風邪を引いてしまって休んでしまうというふうになった場合には、その牧園支所の職員が臨時で出るという対応をされていらっしゃるということでした。わざわざ大型の免許を取られてということをお聞きさせていただきました。その中で出たのも、やはり人員だということであれば、保護者のほうで、例えばバスないし、中規模なマイクロバス等を運用して、送迎とかはできないのかというお話もちょうと出ました。ただそれはできませんという回答でした。正直それはもうできませんとなった段階で、もう話は終わってしまう。人はいないけど、それはできません。でも我々はこうしたいんです。できれば増やしていただきたい。人はいない。もうこの繰り返しになってしまっている現状があると思うんです。やはり、もちろん市というか行政の方々が思うリスクというものもあるとは思いますが、誰でもかれでも、免許持ってるからと言って運転したときのリスクというものももちろんあると思うんですよね。ただ、例えば、少し、資料等には載せていなかったんですが、中山間地域の——そうです。っていう制度があったりするということをお聞きします。それはすいません、今

日はちょっとその話まではちょっとと思って詳しくはしていなかったんですけども、つまり、ある一定の条件を課すことで、保護者であったりとか地域の方々と、やはりできなくはないのではないかなという思いがあります。ちょっと制度を少し活用していくと、できないことではないのではないかなというところを思うところであります。理想としては、もちろん各地域、各小学校区にバスがという思いはありつつも、厳しいのは分かる。でも、そのきびしい部分の予算と人員という部分に関しての人員ということになるのであれば、そういった一定の、今あるものを活用してできないのではないかなという私たちの思いとしてはあります。また2種免許を持ってる人とか、別に大型ではなく、先ほどの適正な車両という話にもなりましたが、大型が果たして必要かどうかという部分で、中規模の中型のマイクロバスとか、11人ぐらい、11人だったら大丈夫だったんですよねとかというところも、検討していただければなというふうに思っております。

○委員長（松枝正浩君）

委員の皆様、ございますか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第6号についての陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方はありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時17分」

「再開 午前11時21分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第6号、中山間地（過疎地）における小中学生の安心安全な通学路等に関する陳情書について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情第6号についての見解を説明します。1点目については、本市では適正通学距離を超えて通学する児童生徒に対し、小中学校遠距離通学支援事業として、路線バスの定期代や保護者の送迎に係る経費等を支援しています。また、横川、牧園、霧島及び福山地区の一部においては、登下校及び部活便としてスクールバスを運行しており、このうち、牧園地区においては路線バスが減便となったため、スクールバスのルート延伸や、公用車を活用して対応しています。このように、本市としては地域の特性を考慮した可能な限りの対応に努めていますが、今後の通学支援については、今後の学校のあり方を検討する中で、併せて検討していきたいと考えています。2点目については、スクールバスの更新は、市の更新基準に基づき行っています。更新要望のありましたスクールバスについては、部品の欠品により修繕ができない状況であり、令和8年度の予算に反映できるよう努めてまいります。3点目については、（仮称）霧島市公立学校あり方検討委員会は、委員として地域や保護者の代表、学校関係者、学識経験者などを選任する予定です。委員会では、必要な情報を提供するとともに、十分な議論や検討が行われ、地域住民の声が反映されるよう努めてまいります。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

それでは事前に教育委員会のほうから資料の提供がございましたけれども、資料に基づく説明というのはなされますか。特によろしいですか。できればしてください。

○教育部長（上小園拓也君）

それでは内容がたくさんございますけれども、こちらのほうからは、陳情の2点目のところの車両の更新というところで、陳情理由のところ、中学校の終了時、16時20分頃から最終地点のバス停18時40分まで、2時間20分の時間を要すると。ここについて、少し分かりにくいかと思いますので、この点を説明をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。説明は牧園総合支所のほうで行います。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

それではちょっとややこしいんですが、できるだけ簡単にというか、分かりやすくと思って説明

をさせていただきたいと思います。この陳情書の中で時間が2時間20分かかるといふことの説明がありました。これにつきましては、9月中旬から後のスクールバスについての、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。資料は地図がありますか。これを出しています説明としては、この下のほうの赤色のルートが主になります。これが基本的な課外バスのルートということで、牧園中学校を出発して、これは犬飼を経由してから、中津川小学校前を通過して、それから持松のほうに回りまして、最終バスの車庫があります妙見台まで走っているということになります。一応、この基本ルートを基に課外バスを運行しているということなんです。この2時間20分かかるといふところの話のほうに入っていきたいと思います。課外バスの運行を行う関係上、妙見台のスクールバスについては、9月中旬から3月末までの期間になるんですが、路線バスとの接続が難しいということになっております。ちょうど路線バスが、牧園小学校前を17時15分発、霧島温泉駅から霧島神宮駅へ向かう路線バスがいるんですが、それが大体、17時40分頃に稼原のバス停のほうにつくこととなります。その接続、この右側のほうの下校時というのがあるんですが、そのちょっと字が消えてますが、中学生のところになります。スクールバス自体は夏時間でしたら、17時40分に稼原バス停に到着してそこで生徒の方を乗せて、妙見台のほうに走れると。送迎ができるということになるんですが、ただこれは夏の期間についてはこれで、4月から9月中旬まではそれで対応ができるということになっておりますが、ただ今度は9月中旬から以降になりますと、学校の部活動が終わる時間帯が若干早くなってきます。夕暮れ日没が早くなるにつれて。それに合わせて妙見台のスクールバスは、中津川と持松のほうの課外バスということで走るようになっておりますので、その課外バスの発車時間に合わせて出発をするということになりますと、これでいきますと②、③が該当にはなってくるんですが、バスが到着する時間帯には、牧園中学校のほうに到着もしくはもう出発をしている時間帯になってしまうということになります。部活動していない生徒さんが、スクールバスの路線バスからスクールバスへの接続、乗換えが乗り継ぎができないという話でございます。現在その該当対象となる方、今お一人しかいらっしゃらないということで、なかなかなんですが、これがまた人数が多いとまたそれなりに対応が出てくるのかなというところで思っております。先ほどありました陳情書のお話も、以前ちょっとお話を聞いたんですが、現時点ではなかなかちょっと厳しいものがありますということでお答えはしております。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（有村隆志君）

バスは来年度、令和8年度の予算に反映できるよう努めてまいりますという口述でありましたけれど、今3台あって、それぞれ何人乗りで年式をそれぞれ教えてください。それからクーラー、暖房がきくきかないもついでに。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

今、スクールバスが3台ということでお話があったんですが、実際は2台です。1台は公用車、10人乗りを昨年まで溝辺で使っていた10人乗りの公用車を牧園のほうに移管をしていただきまして、それで補助運行ということで行っております。今ある車につきましては、先ほどの地図のところにもちょっと載ってんですが、青いルートを今現在走っているのが、三菱の34人乗りのバスを使っております。これが平成13年1月登録の車両になりまして、現在、19万km走っております。これにつきましては今、エアコンの暖房等が故障をして使えないと。今の時期はちょっと雨降りで曇ったりするんですけど、ちょっともう曇りも取れないという状況で、冬場は暖房がきかないという状況になっております。これにつきましては、令和4年にちょっとディーラーまで車持っていくまして、そこで修理見積りというか、可能なのかということを見ていただいたんですが、それについてはもうちょっと部品等がもう準備ができないと。令和4年に持っていくところそういう話で、もう修理が不可能であるということでございました。それからもう一台のほうですが、赤いルートのほうを走っているところですが、妙見台のほうになります。こちらのほうは令和3年にトヨタのハイエ

ース14人乗りを購入しております。これにつきましてはまだ4万km弱、走行はですね。これはもう全然車の故障等はありません。エアコンもちゃんとききます。後ろのほうもオートドアになってまして、生徒の方、児童の方が自分で開け閉めをしなくても大丈夫というバスになっております。それと、あと、今補助運行をしているのが、牧園中学校から三体方面のほうに、8名、9名ほど、34人乗りに乗り切れない生徒さんを乗せて走っております。これにつきましては、先ほど言いましたように、溝辺から移管をしてきましたトヨタのハイエースです。これは平成17年式ですので、もうもう20年ぐらいなんですけど、まだ走行が7万3,000km程度なので、全然大丈夫というところですよ。

○委員（山口仁美君）

スクールバスだけではなくて、路線バスもお使いになっている子どもさん方もおられるということなんですけれども、地域政策課とはどのような連携をされているのか。公共交通関係もそうですよね。なので、連携が非常に大事だと思うんですけども、どういうふうに話を今までしてこられているのか、今後、あり方検討委員会をしていくに当たってはやはりそこも入ってくると思うので、今の時点での情報の共有とか、そういったものはどういうふうになっているのか教えてください。

○教育総務課長（林元義文君）

路線バスにつきましては、委員おっしゃるとおり、地域政策課のほうが所管しております。地域政策課のほうから、バス会社のいろんな事情を聴き取りながら、児童生徒が乗ってない路線バス等廃止になる予定ですとか、そういった情報共有はあります。それを聴いた後、公共交通、ちょっと名称、正しいかどうか分からないですけど、そういった、向こうで主催している会議にかけて、正式にはその路線の廃止をするというような手続をとっております。事前にそういった情報は頂いてるところではあります。

○委員（山口仁美君）

今お聴きしたのは、スクールバスについて今回陳情として上がってきてはいるんですけども、やはり路線バスの廃止に伴う影響であったりそういったものが大きく影響していて、そして子どもの数が少なければ先ほど御説明もありましたけれども、いや1人のことのためにねというふうにちょっと受け止めてしまいました。そういう部分もあるんだと思います。やはりお金の掛かることであるんですけども、ほかの課との連携をしながら進めていかなければ、今後、例えば学校の統廃合、再編がなされたときにも同じことで、同じように、牧園に住んだから、どうしても自分で保護者が送迎しないといけないよというような地域だと、子どもを学校に安心して通わせることが難しいですね。ですので連携をもう少ししていくべきではないかと思いますが、今の段階では情報後、路線バスが廃止になるという情報が来る程度というような今までの現状ということでしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

今回の牧園のバスの減便につきましては、地域政策課のほうから、今年の2月ぐらいだったと思いますけれども、減便になる見込みであるというようなお話があったところですよ。その後、牧園総合支所のほうでもいろいろ対応いたしましたけれども、いかんせん路線バスにつきましてはバス事業者が決めることですので、その後の対応をどうしようかということで、今現状、大変苦しい状況でありますけれども、牧園総合支所の職員も運転をしながら対応しているところがございます。地域政策課との連携につきましては、日頃から情報共有もしておりますし、今後もさらに連携していかないといけない部分ではございます。学校のあり方検討会の中でも、地域政策課のほうにも、事務局側として入っていただいて、当然この子どもたちの交通手段の確保と。ここが一番大事な部分になってきますので、地域政策課との連携をさらに強化しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

なぜ地域政策課の話を出したかといいますと、先ほど陳情者の側から自家用有償運送のこととか、そういったことも相談をしたけれども、それは難しいというような回答があったということだった

んですけども、この回答したのが教育委員会だったのか、それとも支所だったのか、地域政策課だったのか、どこまで協議したんだろうなというのを思いながらお聴きしたところでした。なので保護者の方々もやはり一生懸命考えておられて、もし運転手が足りないのであれば、自分たちでどうか自家用有償運送とか、そういう方法があるのであれば、協力は惜しみませんというような言葉もあったんですけども、それにどれだけこたえていくのかという姿勢が問われているのかなと思います。そういった意味では、今の時点でそういった自家用有償運送について、昨年もこの交通についての話合いが持たれているとお聴きしているんですけども、自家用有償運送についてとか保護者の方々が、子どもたちの通学支援をするに当たっていろんなことを相談できる体制になっているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

今、自家用運送とかいう話が出てきたんですが、昨年10月の終わりぐらいだったと思うんですが、保護者の方々との1回目の会合を牧園総合支所で開催されたんですが、その中でのお話で私が伺っているのは、各学校にバスを1台ずつ置いて、それを保護者とか学校の先生、事務員に運転させればいいじゃないかとこちらは言われたので、それはできませんという話をさせていただきました。一応、公用車ですので運転ができるのは、市の職員、または雇用をした運転手ということでの話をさせていただきました。

○委員（山口仁美君）

ではその時点ではといいますか、今までの中では今、陳情者のほうから私たちが聴いた内容の中では、最後にそういった自家有償運送とかもあるみたいですけどというようなことだったんですが、相談の中では今までは出てきていないというふうに理解してよろしいですか。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

そのとおりです。自家用有償運送という話は私は聴いておりません。

○委員（山口仁美君）

であれば今後、またそういった自家用有償運送であったり、実際実現するかどうかというのは今後の話になるかと思いますが、そういった相談が今後出てきた場合には、地域政策課等も入ってもらって、実現に向けてといいますか、協議をしていくようなことは可能でしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

この自家用有償運送につきましては、これはもう牧園だけの問題でこれを議論してしまうと、市全体の話になってきますので、いずれにしても、今後検討していく公立学校あり方検討会の中で、先ほど申し上げました交通手段をいかに確保していくかというようなその議論の中で、総合的に検討していくべきであるというふうに考えております。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前11時40分」

「再 開 午前11時41分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○教育部長（上小園拓也君）

自家有償運送について、今後検討していくかというようなことだと――。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前11時41分」

「再 開 午前11時42分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○教育部長（上小園拓也君）

失礼しました。今、山口委員からございました自家有償運送につきまして、相談があった場合はどうするかというようなお尋ねでございます。今後、公立学校あり方検討会の中で、総合的に検討していく部分もございまして、また個別に相談があった場合は、地域政策課と連携しながら、どのようなことが対応していけるのかどうか、相談に応じて、また検討していく事があれば、検討していきたいというふうに思います。

○委員（宮田竜二君）

先ほどの説明、現状、三菱の34人乗りバスに乗り切れない分を、溝辺の公用車で行ってカバーしてるという説明がありましたが、今回、令和8年度の予算に反映できるよう努めて参りますということなので、新しい車両を導入するのかなと思うんですが、その辺の車両は、サイズ、何人乗りなのかとか、台数そこら辺をちょっと教えてください。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

一応、今のところ、生徒数が減るという感じではございませんので、今の規模と同等タイプ。今34人乗りではなくて、33人乗りだそうです。それを一応、今年の見積りを今、依頼をしてるところです。

○委員（宮田竜二君）

今回は、陳情は牧園地区から来てますが、この口述書にもありますように、横川、霧島地区、福山地区も同じようなスクールバスを対応されてると思います。今回の陳情にこういう対応した場合に、不公平感がないような対応をしてないかということで、ほかの地域、もう具体的に、横川、霧島、福山地区のスクールバス状況は、例えばこういう同じような問題がないのか教えてください。

○教育総務課長（林元義文君）

横川地区で相談が、横川のちょうどさつま町境のところに住まれてる方から、スクールバス、新1年生だったと思うんですけど、スクールバスを安良小まで走らせてもらえないかという相談がありまして、横川総合支所と協議をしながら、運行の延伸を図ったりとかしたのがございます。ほかの地区においても、地区内で収まるルートの変更とかは、その都度その都度行っているような状況であります。

○委員（藤田直仁君）

先ほど該当する人が1名しかいないということで、難しく感じてらっしゃるというような検討だったんですけども、普通基準として何人以上という何か目安があるんでしょうか。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

基準とかは特になんですが、検討をする中で、そこだけにまた車を準備をしたり、なかなか職員をまた、その時間帯に持っていったりとかいうのがちょっと厳しかったりとかいうのがあったものですから、いろいろ積算をしたところだったんですけど、そうなりますと、バスの運転手の賃金というのが、もう1日とかではなくてももう時間給でなってしまうと。実働の時間というのが大体もう30分程度しかなくなってしまうんですね。それで、月20日もないぐらいの日数でいきますと、年間で8万円ぐらいしか賃金としてのお支払いもできないと。たった30分のために、夕方がものすごく拘束をされたりとかいうことで、それで募集をかけても、なかなか今のバスの運転手を募集をしても1人来るか来ないとか、そういう状況なものですから、さらにそれより条件が悪い場合ですと、また、運転手を募集してもなかなか応募がなかったりとかいうのも、ちょっとあるのかなということで、今ちょっとそこが難しい問題のところかなと思ってるところです。

○委員（藤田直仁君）

あともう一点確認して、というかよく分からない部分があったんですけど、文部科学省が推奨している通学距離について、実際に今、小学校でおおむね4km以内、それから中学校でおおむね6km以内とある、これ以外の生徒数というのを把握されているんでしょうか。いらっしゃるかどうかわかるのは。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

ちょっと生徒数については、そこまでは把握は申し訳ないんですがちょっとしておりませんでした。ただ、中津川小学校が今お一人、妙見台から行かれてる方がいらっしゃるんですが、その方が大体片道7km程度の子がいらっしゃる。そこはもう妙見台の団地ができるときのスクールバスを設置をするので中津川小学校に通ってくださいという条件でのことですので、そこはもうそれで送迎をするということになります。ほかの中学校につきましてはちょっとすいません。全部は把握はしていないところなんです、最低でも4kmぐらいかなと。そこについては、路線バスがなかったりとかいうこともありまして、最近、昔は自転車通学の生徒さんも結構いたんですが、安全面やらそういったことを親御様が考えていらっしゃるって、車での送迎もしくは路線バスの送迎という形に今変わってきてるのが現状かなと思っていますところ。

○委員長（松枝正浩君）

これ、藤田委員、今の答弁でよろしいですか。[「はい」と言う声あり]

○委員（山口仁美君）

部長口述の中で、現在、通学支援事業というのを幾つか行っているという内容がありました。路線バスの定期代や保護者の送迎に係る経費等の支援ということだったんですけれども、これは保護者の送迎を補助している人数や金額が、あと年間で、総体的に牧園地区のほうで、どのぐらい掛かっているかというのがお分かりでしたらお示してください。あと、あわせて路線バスの定期代補助も、どういう基準でどのぐらい出しているのか教えてください。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

一定の距離要件4km、小学校で4km以上、中学校で6km以上の児童生徒に関しては、2種類の補助金で補助しています。一つが、遠距離児童生徒通学費補助金。これは原籍校に通う生徒で、小学生が4km以上、中学生が6km以上ある子どもたちが対象です。もう一つが、小規模校入学特別認可制度通学費補助金、いわゆる特認校生を対象にした補助金になります。これも小学生4km以上、中学生は6km以上ということになってます。令和6年度の補助状況ですが、ちょっとすいません、総額になってしまいますけれども、まず、遠距離通学補助金のほう、小学校が43名に補助しています。金額が25万700円。遠距離通学の中学生、これは71名対象者がおります。金額が611万1,220円です。これはほとんどが牧園中のバスの子どもの補助になってまして。牧園中のバス代は54名が対象で586万8,200円。これは通学定期券の額をそのまま全額補助するという形になります。それから特認校生のほうです。小学校が35名補助しております。41万6,400円。中学校の特認校生ですが、これは木原中学校だけになります。6名に対して3万2,500円となっております。

○委員（山口仁美君）

今、金額のほうを教えてくださいなんですけれども、これと別に、スクールバスも出しているって、スクールバスに係る経費、先ほど、車両の部分とそれから運転手にお支払いしている部分とあると思うんですけれども、これも教えてください。

○教育総務課主幹（川床智文君）

スクールバスに係る経費ということで、まず、スクールバスについては、小学校費、中学校費ございまして、それぞれ人件費として、小学校のスクールバスのほうが、人件費として、5名雇用しております、これが約512万1,000円。そして中学校のほうの人件費、こちらが7名運転手を雇用しております、937万5,000円となっております。そのほか、経費ということで、スクールバスの修繕料につきましては、これは車検代とか修理費、法定点検等がございまして、小学校のほうが38万円、中学校のほうが94万円、あと燃料費、細かいのももう全て申し上げてよろしいでしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前11時54分」

「再 開 午前11時56分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○教育総務課主幹（川床智文君）

スクールバスの経費につきましては、それぞれ市内で10路線、10台ございまして、そのバスの規模についても、10人乗りから34人乗りまでと様々でございます。それぞれの経費がバスによって異なることから、また、数字のほうを1台当たりどのぐらいか計算して、後ほど御報告したいと思います〔25ページに答弁あり〕。

○委員（山口仁美君）

先ほど参考資料の件、すいません、参考資料の件がありましたけれども、今、もしということで出しているこの数字については、この保護者、陳情者の方々から、もし増やすとした場合ということで、この参考資料として出されているそのルートを増便するような要請があったので試算したということなのか、仮にということで、そういう要望とは関係なく出したものなのか、すいませんちょっと説明を頂いていいでしょうか。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

これにつきましては、先ほど中津川、持松のスクールバス、課外バスで対応してるところに、路線バスからの乗り継ぎができないということの話が以前ありましたので、それに対しての稼原バス停から妙見台のほうまで、仮に増便というか、車を準備をした場合ということで、簡単に計算をしたところでございます。ただし、この金額につきましては、実際の説明をいたしました9月中旬から3月までという期間ではなくて、一応1年間の数字で、11か月で、月20日程度走った場合に、このぐらい掛かるのではないだろうかということでの、あくまでも試算というところで、試しというか、つくったところでございます。

○委員（前島広紀君）

一つお伺いしたいんですけども、先ほど今度8年度で購入する予定のバスが33人乗りというふうにあったわけなんですけれども、ちょっと私うろ覚えなんですけれども、29人までは大型免許、ちょっと分からないんで聴きたいんですけど、それを超えると大型2種の免許じゃなかったかなと思うんですがどうですか。

○委員長（松枝正浩君）

今の発言は、購入するということじゃなくて予算要求をしていくということによろしいですね。予算要求していくというこの口述に基づいてのものでありますので、それに基づいての答弁をお願いします。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

一応、33名乗りのバスということでの要望をしております。あと、関連して免許の種類ですが、29人までは中型免許、新しい中型免許になります。30人を超えますと大型免許になります。ただ、営業用のバスというか車両ではございませんので、2種免許は必要ございません。

○委員長（松枝正浩君）

12時になりましたけど、引き続き審査を続けてまいります。ほかにございませんか。

○委員（有村隆志君）

今、交通手段ということで、バスのことになっておりますけれども、1点目は稼原にバス停がないという、ちょっと先ほどお話がございましたけど、子どもたちが停まる場所というのは、それぞれなので、そのバス停を分かるような目印をつくるっていうのはなかなか難しいのかな。そこら辺はどうですか。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

バス停については、バス停はございます。ちゃんと標識で路線バスの標識があるんですが、多分言われるのが、バスを待つ待合の場所というか、屋根付きのものが無いということじゃないだろうかと思っています。バス停は交差点のところにありますので、間違いなく鹿児島交通のものがご

ざいます。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 0時01分」

「再 開 午後 0時02分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○委員（有村隆志君）

見ていただいたように、ここに欲しいということなんで、これは対応はしようと思ったら、どっか余ってるスクールバス停というのはないんですか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 0時03分」

「再 開 午後 0時04分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○教育総務課長（林元義文君）

保護者の方がバス停が分からないということのようですので、そこは保護者と確認をして、ここがバス停だと、バス停のかわりになる場所ということを知らせていければと思います。

○委員（有村隆志君）

バス運行されている会社の方も何もないところに、思い違いで急遽場所が変わったり、いわゆる運転手が変わったときに、もうそのときに、違うところに止まって、ここは止まらないと言われたら、子どもを面食らってしまいますので、やはりそこら辺はルールとしてきちっと、人が変わった時でも、分かるような体制になっていますか。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

スクールバスに関しては、もう大体、どこに子どもさんが降りる、乗り降りをするというのはもうほとんど運転手が把握をされてまして、私がかわりに運転をすることが年に一、二回程度あるんですが、そのときには、どこどこに子どもさんが、乗る子がいます、ここで降りる子がいますというのを情報共有をして、運行していますので、そういったことは一応ないと。ここで降ろしてとかいう突発的なことはほぼないという感じではございます。

○委員（有村隆志君）

なぜこんなことを言ったかと言うと、その日によって、止まらないバス停があったみたいなんです。それで、そのときに運転手の方がすごく声を荒げて、子どもさんここは違うよということを言われたという、お聴きしたので、私はあえてこれ言ってますけど、どうですか。

○牧園総合支所地域振興課地域振興・教育グループサブリーダー（黒葛原義和君）

それにつきましては牧園中学校の教頭先生からちょっと情報を頂いてまして、それはスクールバスじゃなくて、路線バスのほうの、今、鹿児島空港から霧島神宮まで走ってるアクセスバスの運転手がそのように言われたということは聴きました。ただ、そのときには、確かに止まらないバス停のところで降ろしてくれと、何かいう話があったみたいで、そこは停まれないよという話をしたということのをちょっとお伺いしました。あとは観光の関係ともちょっと絡みがあるので、一応観光課のほうにも観光課長のほうにもお話をし、あまりこう、バスの乗務員さんのほうにも、あまり声を荒げるようなことがないようにということで御注意をというお願いはしたところでございます。

○委員（有村隆志君）

何が言いたかったかと言うと、これとは私は先ほどから通学バスで通学の対応をしますよという話なんですけど、今日来た中では、その小中学校の通学路の安全ということで、まず学校からは毎

年1回は出てきてると思いますよね。通学の安全ということで。それが対応できるところとできないところがあるということで、であればもう今後の考え方として、スクールバスを中心に考えていくのか、そこら辺の回答は、教育委員会としてはどのようにお考えですか。

○学校教育課長(山口良二君)

先般も通学路の安全の会議、関係各課、それと県等が合議をいたしまして、情報共有をしたところでございます。ですので、いろいろ管轄等もございまして、何よりも子どもたちの安全を第一に通学路の安全確保をどうするかという会議で議論をいたしましたので、今、特に注力をする、危険箇所等はそれぞれ持ち帰って、そして8月にまた合同点検という作業を行いますので、その中で具体的に示していくということになります。基本的には、子どもたちが歩いて、もしくは自転車等で安全に通学できる、そういった視点で取り組んでいるところでございます。

○委員(有村隆志君)

そういうふうに、ここ何年も同じことが出てきているというのが現状じゃないかと思うんですよ。それでもできていない場合には、やはり今おっしゃった、かなり距離が4kmある中での対応ということになると、ある意味、スクールバスに距離によっては乗れない子、乗れる子があったりすると思うんですよ。そこについては見解はないんですか。

○学校教育課長(山口良二君)

現状、小学生がおおむね4km、中学生が6kmという基準で、それぞれ学校と連携をしているところがございます。ですので、今後の交通量の変化、そして、子どもたちの体力も含めて考慮しながら、あり方検討会の中で、そういったところも熟議していかなければいけないと考えております。

○委員(山口仁美君)

何よりも子どもたちの安心安全をという会議があったということで非常に期待をしていいのかなと思ってお聞きしたんですけれども、やはりその4km、6kmという基準というのは、おおむねというような表現になっているかと思えます。このおおむねを少し柔軟に考えていくべき部分もあるのかなと、今回陳情者の意見を聴きながら思ったところです。例えば、落石があった場所があったり、市のほうでも白線を引いたりの対応は結構してもらってるんだというような陳情者からの声もあったんですけれども、落石とか、普通の、例えば国分隼人ではなかなかないような現状が中山間地域にあって、これがあるからこそスクールバスを延伸してほしいとか、もう少し短い距離でも乗れるようにしてほしいというような御要望があるのかとは思いますが、この4km、6kmのおおむねの部分というのは、少し柔軟に考えることはできないものではないでしょうか。

○学校教育課長(山口良二君)

ばやかしただくまでもおおむねという表現ですので、子どもたちのいろんな特性等に応じて、実情に応じて、そこはまた対象者、保護者の方々と対応しながら考えていくというスタンスでございます。

○委員(山口仁美君)

スクールバスだけではなくて、学校に、例えば、自転車で通学できる距離等も、学校ごとにある程度、校長先生の判断でなさっている部分もあるのかとは思いますが、教育委員会のほうで、このぐらいいかなという基準ですとか、そういった相談に応じるというようなことを校長先生方にお伝えして対応していくようなことというのは考えていらっしゃるんですか。

○学校教育課長(山口良二君)

立地条件等で大分交通量も違います。それと坂道の状況もあります。そういったことも含めて、おおむね中学校においては3km以上というような基準を設けている学校が多ございます。微妙なあと数メートルとか、そういったラインについては、学校と、そして、対象の生徒等の保護者の方等も含めた話し合い等を各学校、柔軟には対応していると思います。

○委員(山口仁美君)

しつこいようでありますけれども、距離だけで判断をするのではなく、その地域地域の特性に応

じて、安心安全な通学になるように、教育委員会とそれから学校の現場のほうと話し合って進めて行かれるということでもよろしいでしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

小中学生の通学路の安全確保につきましては、先ほど課長のほうからございましたとおり、毎年学校のほうで調査をして、それを関係機関と協議をしながら相談をしているということで、教育委員会としましては、関係機関に粘り強くいろいろお願いをしているところではございます。ただ、どうしても予算の都合やいろいろなそれぞれの事情で、早急にできていない部分もあるのも事実でございます。教育委員会としましては引き続き、子どもたちの安全確保のために、粘り強く要望を続けていきたいというふうに考えております。

○委員（宮田竜二君）

先ほど陳情者の方から、1項目めが部活をしない生徒が2時間20分待つというところもあったんですけども、ほかにもスクールバスが巡回、大分、広域を万膳地区とかを回ってるんで、1時間ぐらい乗ってないといけないというところも問題視されたんですけども、例えば、万膳地区の児童たちは、例えば横川中学校のほうに近いと思うんですけども、そういう観点で言えば、学区の見直しも必要かと思うんですけども、どうも子どもたちの負担、あと運転手の負担、いろいろ先ほどの経費の問題とかを考えると、そこら辺のルートも見直してもいいのではないかなと思ったんですけどもそういうお考えはないですか。

○教育部長（上小園拓也君）

今、宮田委員からございました万膳小学校のところにつきましては、去年のたしか一般質問でも、委員から御提案いただいた部分でございます。教育委員会としましては、今後の公立学校のあり方検討委員会の中で、その部分は検討すべき事項とは思いますが、今の現時点におきましては、まずは既存の学校があるわけですので、地域の方々のお声を聴きながら、今後どうあるべきかということを検討していければと思っておりますので、現時点での考え方というのは控えさせていただければと思います。

○委員（藤田直仁君）

答えづらいことかもしれませんが、昨年から、保護者の方たちとも話し合いを持っているというふうにお聴きしてたんですが、今回の陳情の理由の中に、安心安全を確保してほしいという理由の中には、急勾配であったり、大型車両との接触、獣害、街灯などが無いからというようなことで、いろいろその理由を挙げているんですが、それを差しおいて、そういう障害をクリアするためにスクールバスの送迎支援をしてほしいということなんですが、恐らく、いろんな関係部署とも話をされたことだろうと思うんですが、現実的に一番これを解決するというのは、金銭的なものも考えても、スクールバスの送迎というのが一番金銭的にも掛からないし、来年度、生徒が減れば減らせばよかったりとかいうような形で、柔軟性がある政策だというふうには自分は感じるんですけども、教育委員会のほうではどのような優先順位とかいろいろと思うんですね。獣害なんて大変だと思うんですよこれ。なくそうと思えばですよ。急勾配は土木的な感覚でお金さえあれば何とかできそうな気がするんですが、そういういろんな難易度がいろいろ違うと思うんですが、教育委員会では現時点ではどうすることが一番早期解決に向けての方法だというふうに考えてらっしゃるか、考えがあれば教えていただけないですか。

○教育部長（上小園拓也君）

特に中山間地域につきましては、今、藤田委員のほうからございましたような様々な課題があるということは教育委員会も認識しております。特に中山間地域の子どもの安全安心を確保していく意味では、一つの手段として、スクールバスというのが一番有効な手段でありますし、スクールバスの、例えば増便をしていくということが一番の早道だというふうには考えております。ただ、教育委員会としましては、予算の中で、どのように解決していけるかというようなこともございますので、今後のまた先ほどから申し上げておりますけれども、公立学校のあり方検討会の中で、ど

のようなルートをつくっていくためにはどれぐらいのバスが必要なのかとか、その辺も総合的に勘案しながら、検討していければというふうに思っているところでございます。

○副委員長（野村和人君）

1 番の文中に、休校、廃校に関わらず、校区外、適正距離外からの通学に対しての支援を検討してください。ここ、私ちょっと陳情者に再確認するの忘れたんですけども、三体小が休校になったから、三体小からほかの学校に行くことに対して、通学支援をしていないのかなというふうにちょっと読み取ったんですけども、こういったものが、保護者の都合上、別の学校に行かれるから、その距離を換算しないというようなふうにもとったんですが、これが現実的にどういう配慮をしてらっしゃるのか、お示してください。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

まず、この通学支援、通学の補助金に関しては、先ほどもお話ししましたとおり、指定校に通いながら遠距離である、もしくは特認制度を利用して通学する子どもが遠距離である場合ということが、補助金の交付の要件になってます。したがって、校区外通学で遠方に通う児童生徒というのは、補助金の交付対象にはならないです。というのも、校区外通学というのはいろんな事情、家庭の事情を鑑みて、教育委員会が定める要件に合致する場合、特別に認める制度です。ちょっと言葉が適正かどうか分からないですけど、各世帯の御都合で、指定外の学校に行くわけですから、もうここ補助金の対象にするということは、教育委員会としては考えていないところです。

○副委員長（野村和人君）

結果的に休校になって通えないからということだと思んですけども、これが廃校だからとか休校だからとかで変わるのかなということの確認をさせていただきたいと思います。

○学校教育課主幹（住吉康賢君）

失礼いたしました。まず三体小学校のことに限ってですけども、三体小学校に関しましては、令和6年度の段階で、校区内にはほかにも児童はいたんですけども、皆さん、下校後の保護に欠けると。いわゆる鍵っ子さんっていうか、おうちに帰っても、お父さんお母さんが働いていて誰もいません。なので、例えば、児童クラブがある牧園小学校の校区に通わせてくださいとかいう理由で、ほとんどいなくなっていると。校区から別の違う学校指定校以外のところに通っていると。6年の夏の段階で、今年はまだ1人になるというのが確実な情勢で、1人残る児童に関しても、本年の4月からは校区外で出ていきますということだったので、結果的に校区内に児童はいるんですけども、それぞれの御家庭の御事情で違う校区に行って、結果的に休校になっているというような状況です。これが仮に廃校ということであれば、今、その校区にいる子は別な学校が指定校になるわけですから、当然、その距離要件を満たせば補助の対象になるというような考え方です。

○委員（山口仁美君）

今の質問とも関連する部分もあるかと思うんですけども、このスクールバスを運行しようとした場合に、文科省からの補助的なもの、財政措置とかがあるのかどうかということが1点と、それから距離要件を超える子どもたちは当然、スクールバスに乗れる対象児童になると思うんですけども、スクールバスをそういった財政措置があった場合に、4 km、6 km未満の子たちは乗れるのかどうか、乗る場合は有償になるのかどうか、その辺がもしお分かりであれば教えてください。

○教育総務課主幹（川床智文君）

スクールバスの補助の部分について、お答えいたします。例えば、牧園地区のスクールバス等についてなんですけれども、準へき地ということになっておりまして、国の補助要件の中では準へき地のほうは対象外ということになっておりますので、補助はございません。補助については以上です。

○教育総務課長（林元義文君）

今、スクールバスに距離が短い4 km、6 kmに満たない児童生徒が乗った場合に、料金が必要になるかという御質問については、運行規程の中でそういう料金設定をしておりますので、仮に乗ら

れたとしても、料金を徴収はしていないと考えています。

○委員（山口仁美君）

スクールバス自体は走らせなければならないというような文科省からのなにか、そういう決まりは確かなかったように思うんですけれども、自治体のほうで必要があると思うから運行して、そして、子どもたちを通学させるということではなかったかと思うんですけれども、そういった理解でよろしいでしょうか。

○教育総務課長（林元義文君）

スクールバスについては、通学時間の観点というのもありまして、交通機関を利用した場合の通学時間の基準として設定している市町村の中では、おおむね1時間以内と設定している例が多いと文科省のほうは言っております。そういったのが望ましいのではないかといいるところにはなるんですけども、ただ、統廃合の、これが、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中では、スクールバスも統廃合に関する通学手段の一つというふうに紹介されています。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 0時25分」

「再 開 午後 0時26分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○教育総務課長（林元義文君）

スクールバスの運行については、義務はないところであります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございますか。執行部のほうから先ほどの答弁があります。

○教育総務課主幹（川床智文君）

山口議員の先ほどのバスの経費についてお答えいたします。市の全体で10台と申し上げましたが、先ほど牧園のほうで1台補助運行しているということで、それも含めると10台となりまして、そのうち8台を教育総務課のほうで予算管理をしております、その8台につきまして、小中学校のスクールバスの総額が令和7年度当初予算ベースで2,357万4,000円、これを8台で対応しております、1台当たり1年間経費が294万6,000円となります。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、陳情第6号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 0時27分」

「再 開 午後 1時00分」

△ 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び

△ 陳情第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、

義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について及び陳情第5号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について、一括して審査をします。本日は陳情者である鹿児島県教職員組合始良伊佐地区支部、霧島地区協議会議長、中亨様、副議長、藤元綾乃様、書記長、池上孝子様が出席をされております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者の方から、陳情内容、趣旨・経緯などについて簡潔に御説明いただきます。そのあと、委員からの質疑に一問一答でお答えを頂きます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは、陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（池上孝子君）

本日は私たちの陳情に対してお時間をつくっていただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。まずは、3月議会に提出させていただきました、持続可能な学校の実現を目指す実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について、全会一致で採択していただき感謝申し上げます。本当にありがとうございました。それでは今回の陳情について、説明をさせていただきます。まずは学校現場の実態についてお話をさせていただきます。学校現場は相変わらず多忙を極めています。勤務時間に業務を得ることはほぼ不可能で、多くの先生方が時間外に仕事をしています。4月から6月のこの2か月間、超過勤務が月45時間を超えた先生方はたくさんいます。この現状を仕方ないで済ませていいのでしょうか。今国会、先日閉会しましたが、今国会で給特法改正案が審議され、成立しました。改正案では、教員の調整額の引上げや月の時間外勤務時間を30時間程度に削減する目標や、公立中学校の35人学級の実現、新たな職の設置等が盛り込まれています。文科省としても、教職員の働き方改革は早急に解決しないといけない課題だと捉えています。ただ、私たちとしては、果たしてこの法案が成立して、本当に私たちの働き方が変わっていくのか少々疑問を持っているところもあります。3月の陳情の際も申し上げましたが、私たちの業務は、児童生徒に授業を行うことだけではなく、生徒、保護者の相談に応じたり、様々な報告書作成・提出、研修会への出席、生徒指導や不登校生徒への対応など、業務が多岐にわたります。また、中学校においては部活動指導等があり、多くの先生方が放課後は部活動指導を行い、部活動指導を終えてから翌日の授業準備を行っています。私たちは現場で、行事や校時表の見直し、働き方改革に関してのアンケート実施など、様々な取組を実践してきました。ただ、現場では限界があります。私たちがもっとゆとりを持って働くためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が必要です。もう一人同じ教科の先生がいたら、授業時数も少なくなって、十分な教材研究や生徒とのコミュニケーションをとれる時間も確保できます。そして1クラスの児童生徒がもっと少なくなったら、児童生徒にもっと細やかな指導ができます。学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、さらなる少人数学級の推進、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善をぜひ推進していただきたいと思っております。次に、複式学級の解消についてです。私も以前、複式学級の学校現場に勤務していました。担任の先生は45分の授業の中で、前後の黒板を行き来し、子どもたちに指導をしていました。要するにその45分の授業の中で、担任が授業できる時間は各学年20分から25分の半分しかないということになります。あとの半分は自分たちで子どもたちが自学自習をすることになります。これは子どもたちの学びの保障をしていることにはかけ離れることになるのではないのでしょうか。また担任の先生方は、教材研究を1時間の授業で、二つの内容を準備することになります。以前私が勤めていた学校でも、朝早く先生方が出勤したり、夜遅くまで残って授業準備をされていました。子どもの学びの保障からも、そして教員の働き方改革からしても複式学級の解消は必要なことだと言えます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかに御説明ございますか。

○陳情者（中 亨君）

特別支援学級の子どもを交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすることについて、説明させていただきます。交流学級の定員は40人です。特別支援学級の児童生徒は、ここにカウントされていませんが、特別支援学級の子どもたちはずっと2人で1日過ごすのかと言われたらそうではなく、やはり交流学級、40人学級のほうに入って、一緒に給食を食べたり、道徳とか学活、保健体育など、そういった活動を行っています。ですが、現状では、交流学級のほうは40名で考えられています。グループ学習、理科室とか技術室、こういった教室は、工作机等が9個設置されてます。36人を超えてきた場合に、1クラス4人掛けのところに5人座っております。これが40人定員の中に特別支援学級から交流できている生徒が2名、42名になった場合に、5人掛けの机が六つできることになります。また、教室のレイアウト、6列掛ける7人、42人であると。もう、私の務める学校では、給食台が教室の中に置けず、常に廊下配置です。もう教卓の前まできております。昔は45人学級でしたので、イメージがつきやすいかなと思うんですが、現状のカリキュラムは、そういったものに対応していません。また、特別支援学級の生徒、様々な特性を持っている中で、特別支援学級のほうに在籍しております。担任の道徳の授業、グループ学習、あともう少し人が、職員がいたら、フォローなりできるんですが、担任1人で、こちらの指導をしながら、特別支援学級の生徒を見たり、こういったものがなかなか難しいなと感じております。もしこのカウントをしていただければ、特別支援学級と交流学級の生徒合わせて40人ということになると、何とか、担任が1人で授業したりするときにも対応がしやすいのではないかと、そういった考えでお願いしている次第です。もう一つが、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育国庫負担制度の負担割合を引き上げることとあります、現在、国の負担割合が3分の1となっております。以前は2分の1でした。これが続いていくと、やはり3分の2は自治体のほうで負担しないといけなくなるとなると、教育の機会均等、つまり、税収の大きい自治体の教育が進み、厳しい財政の中でやっているところは、どんどん苦しくなっていくということは、義務教育というところの中では、やはり許されないのではないかと。国のほうでしっかりここの是正をお願いしたいということで、またこの予算とかが、人員配置も含めるんですが、やはり学校の備品とか、こういったところにも関わってくると思います。本校、まだ大型テレビ、そろっておりません。電子黒板です。大型モニターなんですけど、毎回、廊下から教室に持ってきて、使って、次はほかのクラスが使うからまた廊下に戻してと。毎回、担当の生徒が休み時間のたびに繰り返してます。ここが改善していけるのであれば、こういったところも是正できるのではないかなと、最終的には子どもたちのために返っていくのではないかなと、また考えております。ぜひよろしくお願いします。

○陳情者（藤元綾乃君）

私のほうからは、カリキュラム・オーバーロードについて、説明をさせていただきたいと思います。昨年12月に文科省が中教審に対して次期学習指導要領の改訂に向けて諮問しました。現在、中教審において議論されていますが、現場に勤める当事者として、現在叫ばれているカリキュラム・オーバーロードが改善されるのか、戦々恐々としているところです。改めてカリキュラム・オーバーロードについてですけれども、カリキュラム・オーバーロードとは、学校で指導すべき内容が多くなり過ぎて、学習者の主体性を重視することが難しくなる状態を示しています。今回はこの学習指導要領に示されている標準授業時数に焦点を当ててお話をさせていただきたいと思います。現行の学習指導要領では、各教科の内容を指導するのに要する時数の基礎となる標準授業時数が多過ぎること、そのため子どもの負担が大きくなり、教職員の多忙も解消されない状況となっているという現状があります。この授業時数については、現在、小学4年生から中学校3年生まで、年間1,015時間というふうに規定されています。この時数には、学校行事等の時数は含まれておりませんので、これはあくまでも授業時数のみのカウントとなります。ですので、学校の行事等も含めれば、当然年間の時数は1,015時間以上ということになっていきます。ちなみに、授業時数は平成10年頃までは900時間台でした。文科省は感染症や災害等の不測の事態により、授業時数が標準を下回っただけでは法令違反ではないという通知も出していますが、現場においては、学習指導要領に示され

た、あふれた授業内容を進めるためにはどうしても時数の確保は必至となっています。そのため、なかなか時数を減らすことができないということも実態としてあります。こういった窮屈な学校生活においては、陳情書の前文にも書かせていただきましたが、不登校数が増えていると、不登校生が増えているということも全国的な課題となっていますが、不登校の子どもたちの数が増えるのも不思議ではないのかなというふうに思っているところです。子どもたちも教員もゆとりを持って授業に臨むためにということで、以前もお話をしたと思いますが、1日の授業時数、小学校では5時間程度、中学校では5.4時間程度というのは、週5日のうち6時間授業が2日程度、これぐらいに抑えることが、今現在最適ではないかなというふうに考えています。その時間時数に合わせて、学習指導要領の内容等も見直すことができれば、子どもたちが伸び伸びと学べる場になるというふうに考えているところです。4月29日に南日本新聞が、じげんって読むんですかね、すいません。このようなコーナーがあって、ここで標準授業時数のことに主に触れているんですけども、このタイトルが余白の意義というふうに書かれています。余白、遊びというふうに捉えることもできるのかなと思いますが、よく、車の運転をするときの遊び、この遊びって本当はすごく大事ですよという話をしたいと思います。学校においても、その遊び、いわゆる余白の部分ということが、本当は大事なのではないかなというところを考えるとところです。

○陳情者（池上孝子君）

鹿児島県の教員採用試験が先日実施されました。発表によると、出願者は過去最低で、小学校は1.2倍という低い倍率でした。それは、私たち教職員の仕事は魅力的ではないと若い世代に映っているのかもしれませんが、ただ、現場でともに働いている先生方は、とても魅力的な先生方ばかりです。たまに授業を見せてもらうこともあります。生き生きと授業されている先生、そしてそれをきらきらした目で聴いている生徒、学校行事に生徒とともに一生懸命取り組む姿など、先生という職業は本来とても魅力的なものであると私は思っています。本来は魅力的な仕事なのに、業務量の見直しや働き方改革が進まなければ、周りには多忙で疲弊している先生とだけ映し出されていきます。多くの若い世代が先生になりたい、そして子どもたちが学校が楽しいと思える学校であるためにも、今回提出した陳情について採択していただき、国へ意見書として提出していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

それではただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑は陳情ごとに行います。陳情第4号についての質疑になりますけれども、質疑はございませんか。

○委員（有村隆志君）

この陳情4号の中の複式学級を解消するという、本当に大事なことだと思います。この複式を解消するとしたら、何人ぐらい先生が必要になる、何クラスぐらいあるんだろうか。

○陳情者（池上孝子君）

すいません。ちょっと数としては把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありますか。関連であればどうぞ。

○委員（有村隆志君）

先ほども牧園関係の小学校のPTAの方も来られて、生徒が3人とか、すごい状況だなあというのを思いました。その中でやはり先生が多分、その学校、3人子どもがおったとしてそれでも最低5人ぐらい、校長・教頭、先生、用務員の先生がいらっしゃるのかな。でも、この中から、例えば校長先生が代わって教えるということがされるようなことはできないもんだろうか。それをやったらちょっと先生の負担が減るのかなあと。教頭先生か誰か。そういうのは県としては取り上げていないんですか。

○陳情者（藤元綾乃君）

校長は役職的に授業はできないということになっています。教頭先生は、どうしても人が足りな

いというときには、フォローで入るということは、補強として入ることが一応認められている。これも法の中で決められていることです。ただ、今どうしても教員の定数が足りないという学校もちろあらあって、そこはもう校長先生も全員で授業に入られてる方もいらっしゃると思います。そこについては、私たちも把握はしていますけれども、そこはもうどうしようもない部分かなあというふうには思っています。役職的に校長先生は授業に入れないということです。

○委員（山口仁美君）

以前も同様の内容で陳情を持ってきてくださったかなというふうに理解しているんですけども、この特別支援学級の子どもを交流学級でカウントすることというのは、カウントそのものというよりは、交流学級の総数といいますか支援学級の子が入った状態で、例えば40なら40、35なら35以下になるようにしてほしいという趣旨なのかなというふうに受け止めているんですけども、そのような理解でよろしいですか。

○陳情者（中 亨君）

もうそのとおりです。定員が40、特別支援学級の人数次第なんですけど、私の勤めるところでは、各クラス2名程度、特別支援学級の子たちが交流学級のほうに行っております。もしこれが増えていった場合に、どこまでもカウントするんですかという、1クラス50人というの、理論的には成り立ってしまうので、やはりここはどこかで人数の制限をしてカウントしていただけるとという、趣旨としてはそのとおりです。

○委員（山口仁美君）

本市内であると、学校のやはり規模が本当に中山間地域と例えば国分準人地区では学校のクラスの規模が全く違うので、この今書いていらっしゃるカウントについては、特に大きな学校に特に関係があることなのかなというふうに思うんですけども、小さな学級でも同じようにカウントしたほうがいいんでしょうか。

○陳情者（中 亨君）

もう大きい小さいではなく、もうこの枠組みをつくっていただけると、それを運用していく中で、今、中3まで、これから35人学級にというふうになっておりますけど、35人学級になったとしても増えていきますし、小規模校では、やはり小規模校でも、特別支援学級があるところはありますので、そこは、合算カウントをしていただけるとありがたいと思っております。複式学級の最低人数が中学校になると9名以上ですかね、になります。なので、例えば、中学校で複式学級というのはかなり厳しくて、例えば、中1が3人、中2が3人となったときに、もうここは複式学級ですよ。それだけの職員しか配置できません。ただ、例えば、体育とか1・2年生合同で授業できるんですよ。ですけど、系統立てていく教科、数学とか英語とか、こういったのは、複式学級ですよ。でも、内容は別にしていけないですよという形になっていくんですよ。だから、ちょっと話はずれるかもしれないんですけど、小さな学校、大きな学校問わず、やはりこの在籍数としてカウントしていただきたい。そして、学級の子どもたちの交流という面でもやはり必要な措置かなと思っております。

○陳情者（藤元綾乃君）

今の件で補足をさせていただきたいんですけども、自分たちが学校教育の中で何を目指していくかとしたときに、やはり共生社会だと思うんですね。委員の皆さんも多分、そのようにお考えだと思うんですけども、誰もが共生できる社会を目指していくとなったときに、一番子どもたちが長い時間を過ごすのは学校なんです。その中でいろんな子どもたちと出会うということはすごく大事なことで、その中で、同じ教室で学んでいくということ、それがインクルーシブな社会と言われていて、そのインクルーシブな教育を私たちも目指しているんですけども、今現状、日本では、支援学級があって、分けられている現状がある。でもできるだけ交流学級で一緒に過ごせる時間をつくっていきたいという、そこを学校現場で裁量しながらやっていくわけなんですけれども、そのときにやはり人数が多ければ先生方が、私たちが見る子ども、なかなかやはり限界があります、人

なのでですね。だけどその人数が少なければ、一人一人にもっとこう時間かけられるしということもあります。ですので、ここで言うそのダブルカウントというのは、交流学級の中に全ての子たちを含めてほしいと。カウント含めてほしいという意味合いだというふうに捉えていただければというふうに思います。

○委員（藤田直仁君）

陳情書4のほうの真ん中のあたりに、学校現場は今、慢性的な人員不足の状態であるというのですが、今言ってるように、複式をやめる、もっと加配をしろと言っている要望ではあるんだけど、実際人がいないのにそれは可能なんだろうかというのをまずちょっと聴かせてもらってよろしいでしょうか。

○陳情者（池上孝子君）

そこはやはり費用というか、予算というか、その部分が掛かるところだと思うんですけど、やはり子どもへの教育というのはすごく大事な部分だと思うので、実際足りないというのは事実なんですけれども、そこも踏まえて、ぜひこの教育の人員に関わる予算というか、そこをもっと国のほうで上げていただきたいというふうに思っているところです。

○委員（山口仁美君）

実際の採用数自体、さっき採用倍率の話で、採用倍率自体は下がっているというお話もあったんですが、採用数自体は増えているのではないかなと思うんですけども、今現状としては学校の中にいらっしゃる教職員の方々というのは人数的には以前より増えていると思うんですけど、いかがですかね。

○陳情者（藤元綾乃君）

定数自体は変わらないので、国のほうで、教職員定数というのがありますので、それ自体は変わりません。それプラス、例えば自治体で加配だったりとか、小学校で言ったら理科専科、音楽専科と。でもこれも学校の規模に応じてなので、全ての学校に配置されているわけではない。ですので定数が変わりませんので、学校現場で実際に人数がどれくらい増えているか、増えてない。そういった意味では増えてない。ただ、自治体の努力によって増えているところはあるという回答になると思います。

○委員（山口仁美君）

加配であったりとか以前に比べると、例えば、学校の先生方の業務を少しお手伝いするようなスクールサポートスタッフの方々とか、そういった方々が増えたり、それから特別支援教室自体もすごく増えたりということで、定数自体は変わらないものの、学校の中にいらっしゃる人数としては子どもの数に対しては増えているのかなというようなそういう思いはあるんですけども、定数そのものを増やしていくことと、それから先ほどこインクルーシブの教育のお話も少し出たかと思うんですけども、学校の先生方を支えるような人というのが増えるのと、どちらがいいのかなあというところは少し、どちらもといえば一番いいんでしょうけれども、はい、今の現状からすると、教室、定数を増やしたりとか学校の子どもの数、クラスの子どもの数というのを減らしたりとなってくると、本当はハード面の整備が追いつかなくなってくるのかなというところもあるので、先生方としては一人一人にかけられる時間であったり、そういった部分が軽くなってくると、よりありたい教育に向かえるのかなというふうに思うんですけども、やはり定数のほうが、先生方としては、最優先ということなんでしょうか。

○陳情者（藤元綾乃君）

そうですね、最優先、同時進行で行きたいところではありますが、当然。今、先ほど言及していただいたスクールサポートスタッフとかというのは、それこそ感染症下で、これは国のほうが補助を出してしたところもありますので、やはりあのときは国なんですよね。国がお金を出したからできたという部分があるので、定数というのも法で定められているので、そこが変わらないとなかなか増えない。増やした上で、子どもたちの教室の人数、今40人という定数があるけれども、そこも

できれば私たちは20人ぐらいがちょうどいいのではないかというふうに考えていますが、それぐらいになってくると、より充実した向き合い方ができるのかなあというふうには感じている。そうすると支援学級ももしかしたら必要なくなるのではないかと思うんですね。だから、一人一人の子どもたちが多様な子どもたちと一緒に学べる環境をどうつくっていくか。理想かもしれないけれどもそこを追求していきたいなというところでの陳情だというふうに思っていたいただければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。ただいま陳情第4号の質疑になります。陳情第4号での質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

陳情第4号についてはございませんので、引き続き、次に陳情第5号について質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（宮田竜二君）

陳情第5号は、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書採択の陳情なんですけれども、これは前回の2月に出していただいた陳情第3号の中の、教職員の負担軽減を図る観点からということで、二つ項目のうちの一つ入ってますね。これが先ほども言われましたように、本議会でも、この陳情第3号が、全会一致で採択されて意見書まで提出されたんですけれども、その内容と今回、陳情書を頂いた内容との違いというのがあるのでしょうか。

○陳情者（藤元綾乃君）

特にないのでございますけれども、強くまた陳情として上げさせていただきたいというところです。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、陳情第4号及び陳情第5号について、陳情者に対する質疑を終わります。陳情者の方にはありがとうございました。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1時33分」

「再 開 午後 1時34分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げを図るための2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情第4号についての見解を説明します。1点目については、県費負担教職員の定数は、国の教職員定数の標準を基に算出され、県により配置がなされています。児童生徒にきめ細かな学習指導や生徒指導等の充実を図り、より質の高い学校教育を実施するためには、教職員定数改善は、国の施策として必要であると考えます。現在、中学校は40人学級編制となっていますが、きめ細かな学習指導、生徒指導等を行うために、教職員定数の改善は今後重要であると考えます。また、学校の働き方改革を推進するため教員業務支援員や小学校における教科担任制の導入などを進めているところではありますが、更なる拡充は必要であると考えます。2点目については、複式学級の編制は、国の学級編制の標準を基に算出され、県の確認のもと学級編制がなされています。児童生徒へのきめ細やかな指導の充実を図り、教員の負担軽減を図るためには、複式学級の解消は重要であると考えます。3点目については、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数に加えることは、正確な在籍数の把握や教職員定数に基づく配置を難しくするものと考えます。4点目については、義務教育費の国庫負担割合は、三位一体改革の一環として、2分の1から3分の1に引き下げられました。また、先述のとおり、県費負担教職員の人件費は鹿児島県の所掌事務であり、本市単独で

教員の増加措置は難しいことから、国の負担割合を増やすことによる人件費の確保は、大変重要であると考えています。今後も、豊かな学びの実現、教育の機会均等と水準の維持向上、教職員の定数改善等を図るため、地方交付税制度によらない財源的配慮がなされ、より一層、教育体制の充実を図ることができるように期待しているところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

複式学級の解消ということで、それはもう理想なんですけれども、実際そうするとしたときに、市内で何人ぐらい先生がいるという試算をされますか。

○学校教育課長（山口良二君）

小規模校も多々ございまして、すいません、いましばらくお時間を頂いて数を調べさせていただきたいと思います〔36ページに答弁あり〕。

○委員（山口仁美君）

今の複式学級のところの関連になるんですけれども、この複式学級を解消という方法としては、学校を再編して子どもの数のある程度まとめてしまってそこを複式を解消していく方法、若しくは子どもの数が非常に少ない状態のまま、1人であっても複式を解消して先生を1人置くというようなことの2パターンかなと思うんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

複式学級の設置基準というのは、児童生徒数に限定されておりますので、小学生の場合は、1年生を含む場合には8人以上、そうでない場合は16人、中学校の場合は8人ということに基準がなっております。ですので、どうしても、ある程度の学ぶべき規模を維持しなければ、なかなかこの点は解消ができないものであると思います。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 1時40分」

「再 開 午後 1時40分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○学校教育課長（山口良二君）

一つの方法論という形で答えさせていただきますと、やはり学校をある程度適正な規模で児童生徒数を確保しながら維持していく、俗に言うひとまとめ、統廃合という方法が一番適切と言うんでしょうか、形になるかと捉えております。

○委員（山口仁美君）

3点目の特別支援学級の在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数に加えるというようなことであつたんですけれども、先ほど陳情者の方に確認をしたところ、交流学級の人数が多くなり過ぎないよということ、ただ単純に数えるということではないんだというようなお話がありました。以前の同様の陳情が上がってきたときにも確認をさせていただいたんですけれども、今現在、1クラスの交流学級に支援学級の生徒が加わったことで、50人とかそういうような人数になってしまっているような実態というのは、本市内においては確認されていますか。

○学校教育課長（山口良二君）

特別支援学級の児童生徒の交流学級へのカウントということの御質問かと思いますが、交流学級に戻った際に、児童生徒数が大幅に増えて、教育活動が停滞するというような事態が発生しているという報告はございません。

○委員（有村隆志君）

今のこの加配のところ、おっしゃるとおりだと思う。人数、結局、ここを制限してしまって、先

生の数を減らされては、ちょっと意味がおかしいのかなと思いますので。ただ、だけどもある程度、大規模校になってくると、結構、特別支援の子どもさんが増えてきているのが現状なのかなあとありますので、そこら辺のバランスのとり方を市教育委員会としてはあまりそこが、例えば1学級に20人いて、隣のクラスは10人しかいないとか、そういうことじゃなくて、ある程度バランスはとっていると思うんです。そういう考えでいいですかね、そのこのところのバランスをとり方を教えてください。

○学校教育課長（山口良二君）

特別支援学級の1学級あたりは8人という規定がございます。ただ学校規模によりましては、学年の枠を外れて、1年生と3年生で、情緒的なお子さん方のクラスを形成しなければいけないというような組み方もありますので、それぞれのお子さん方のニーズ、それと、特性等に応じて、スムーズな教育の進捗、そういったことを考慮しながらクラスは編成しております。ですので、ある学級に極端に増えてしまうとか、極端に少ないとか、そういったことがないように、バランスはとっているところでございます。

○委員（山口仁美君）

中学校においては、複式学級の運営自体が非常に大変だと。やはり、進度もなかなか難しかったりとかするので大変だと。そこに交流学級に支援学級の子たちが来た場合に、さらに大変なのではないかなというお話もちょっとあったかなと思いますが、本市内でもそのような状況というのはあるのでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

特に特別支援教育の推進の上での中学校での課題ということの御質問かと思いますが、それぞれ計画的に、生徒の特性等をしっかりと考慮した自立活動というものを展開しております。そういう中で、それぞれの特別支援学級でしっかりとそのお子さん方の特性を伸ばさせつつ、俗に言う親学級の通常の授業等に参加可能な授業に参加させている。それぞれ工夫連携をしているという状況でございますので、特段、そのお子さん方の特性に応じて自立活動を行ってまいりますので今、必要な教科的なスキルは、これで、別に、特別支援学級で個別に指導したほうがいい単元等を含めて、これでやるというような分け方で授業しておりますので、親学級が混乱をしてしまうというような事案等は特に受けてはいないところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

休憩いたします。

「休 憩 午後 1時46分」

「再 開 午後 1時47分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。先ほどの山口委員の質疑に対して答弁を求めます。

○学校教育課長（山口良二君）

御質問の中学校における複式学級等が、まず本市の場合は存在いたしておりませんので、交流学級等々の連携の中で、大きな課題があるというふうには捉えていないところでございます。

○委員（山口仁美君）

小学校においては複式学級があるかと思うんですけれども、小学校においてその複式学級に支援学級の子が来た場合はどういう対応になっているのか、教えてください。

○学校教育課長（山口良二君）

それぞれお子さん方がお持ちになる特性というのがございますので、先ほどと若干重複するかと思いますが、その特性に応じた自立活動というのを多くの時間を費やして、子どもたちの伸長を図っているところでございます。そして、ある単元においては、集団で取り組んだほうが効果的であるというような単元等もございますので、活動もございますので、そういったところを計画的にバランスよくしておりますので、大きなトラブルということはないように、また、そういった報告も

受けていないところでございます。

○委員（有村隆志君）

4番目の陳情の中では、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げるということで、今、3分の1だというふうにお聴きしてるんですけども、これを、以前は2分の1だったということで、もうこれを久しく私はこの話は聴いてきているんですけども、国からはこの2分の1にしない理由というのは何か明示されているんですか。これだからしないとか、その後、何か、我々もよく出してはいるんだけど、そこら辺の話が聴けていないので、あれば教えてください。

○学校教育課長（山口良二君）

今、御質問の件でございますが、国から特段、この負担割合等々についての御回答というのは我々も頂いていないところです。ですので、現状でありますとか、本市の課題、そういったものを織り交ぜながら、県、国とは、交渉ではないですけども、実情を上げているという状況でございます。

○委員（藤田直仁君）

確認なんですけど、1クラスの標準定数というのは、小学校が35、中学校が40という数字は、この交流学級の場合は、どういうふうな制限がある、交流学級になった場合は何名かというやはその制限があるんでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

1クラスの基本的な定数になりますので、交流学級等に恐らくダブルカウントの延長の御質問かと思えますけれども、交流学級ではもうそれ以上プラスということはございません。小学校6年生までは35、中学生までは40という形になります。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 1時51分」

「再 開 午後 1時51分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○学校教育課長（山口良二君）

ただいまの御質問ですけども、交流学級に戻った場合の上限の数という形ですね。申し訳ございません。特に、この数という制限はございません。ただ、通常の教育が活動を交流学級に支援学級のお子さんが戻ってきた際に、そこで停滞があってはなりませんので、そういったバランスをとりながら、授業等の可能な数等々のバランスをとりながら対応しているという状況でございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

陳情第4号についてはこれで質疑を終わります。次に、陳情第5号、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書採択の陳情書について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

陳情第5号についての見解を説明します。カリキュラム・オーバーロードとは、国の教育課程基準にもとづき学校が定めた教育課程の内容と時数が過多になっている状態のことです。主体的・対話的で深い学びを具現化し、子どもたち一人一人に未来社会を切り拓いていく資質・能力を育ていくために、教育課程の内容と時数が過多にならないように、学習指導要領の含量や標準授業時数を見直すことは大切だと考えます。学習指導要領の見直しに当たっては、単に授業時数を削減するのではなく、各教科等の本質を踏まえた学習内容の精選や子どもたちが生きていく上で必要な資質・能力を育むために必要な量を考慮した検討が必要であると考えます。次期学習指導要領改訂に

向けた「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会」の論点整理においても、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みを検討すること、総授業時数については現在以上に増やすことがないよう検討していくことなどが示されています。次期学習指導要領の改訂では、教育課程の実施に伴う過度な負担感が生じにくい仕組みが整えられ、子どもたち一人一人に未来社会を切り拓いていく資質・能力を育むことができるような教育体制が充実されることを期待しています。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

今回、陳情で、5号は、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書採択という、1項目で来てますが、今年の3月に、持続可能な学校の実現を目指すというところになって、その中の1項目にこれが入ってるんですね。このときの部長答弁が、標準授業時数の削減等については、市教育委員会において、標準授業時数を大きく上回って教育課程を編成しないように指導をしているところですよという部長答弁で、今回は、一つの項目に対して、すごく細かい表現になっているんですが、ちょっと、そこも含まれてはいるんですけども、大分今回、いろんなところが入ってる。これでいきますと、要は、何が言いたいのかというところなんですけれども、この陳情に対して、教育委員会としては、削減だけではないというところなんですけれども、これに対して、削減だけではないけれども、総論としては、削減することにしたいとするべきだという考えでいいですか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 1時57分」

「再 開 午後 1時58分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き、会議を開催します。

○学校教育課長（山口良二君）

前回3月の御質問の内容と今回の陳情の内容の際、またこちらの捉え方ということかと思いますが、3月時点での御質問は全体的な教育課程の在り方、国で定められた時数が1,015時間ある。そして、各学校の行事等も加味した学校行事、創意の時間、そういったものも加味した時数が過多になっているというところで、3月の時点では予備時数等を過剰に、台風が来るとか、天変地異に備えた、俗に言う授業が休校になった場合の予備時数等を含む学校がございましたので、そういったことに対しましては、重々計算をしっかりと立てて、時数が過多にならないようにという指導をしたところです。今回は、カリキュラム・オーバーロードというところを具体的に陳情として上がってまいりましたので、このカリキュラム・オーバーロードの捉え方について、回答をさせていただいたところでございます。ここも少し語ったほうがよろしいですか。

○委員長（松枝正浩君）

お答えできるところはお願いいたします。

○学校教育課長（山口良二君）

前回と重複するところがあるんですが、大変今教科書が厚くなっております。私が教壇に立っていた時点よりも、私、社会科なものですから、2倍近く教科書が厚くなっています。というのも、補助資料が非常に充実をしてきております。今、ICTを活用した授業展開ということで、QRコードが持ち込まれて、そして子どもたちが独自にそこを検索して調べる。家に持ち帰って、学びを進化できるというような非常に工夫の凝らされた教科書になっております。かかると、教科書を教え込もうとすると、カリキュラム・オーバーロードになります。教科書で国が定めた内容を計画的に各学校の特性に応じて、計画を立てれば、しっかりとカリキュラムが過剰にならずに取り組むことができると私たちは常日頃、指導しておりますので、そういった形で、各学校の特性に応じた

もしくは、国の基準に応じた、的確な教育課程を進めるようにという形で、各学校とも連携を図っているところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

○学校教育課長（山口良二君）

先ほど有村委員より御質問を頂きました、複式学級の数でございますが、本市34学級でございます。34学級複式学級が存在するということですのでよろしく願いいたします。

○委員（山口仁美君）

国に対する意見書を出してくださいという内容の陳情でございますので、このカリキュラム・オーバーロードの部分については、やはり国のほうでしっかりその時数であったり内容であったりというのを検討してもらうことが重要だということによろしいですね。

○学校教育課長（山口良二君）

全体的に教科バランス、学年に応じたバランスが的確であるか、そして教職員の働き方改革等にリンクしているかということを考えますと、やはり精選が必要ではないかと捉えているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

もうこの陳情書からだけを見て読み取ろうとすれば、もう完全に今の出している部分はもうカリキュラム・オーバーロードだというふうに断言しているわけですね。だから改善をしてくれというような陳情書としかとらえようがないんですけれども、先ほどから言われているように、本市のほうでは、これについても一度確認なんですけど、どのように。オーバーロードだと思っていられるのかどうか、そこを確認したいのですが。

○学校教育課長（山口良二君）

カリキュラムにつきましては、先ほども御説明を差し上げたところと重複いたします。国では、学習指導要領の中で、確実にこの学年でこれだけは押さえてくれということを明示しております。ところが、各学校で授業展開する際に、教科書会社が発行している計画書にのっとって授業をしている、それをよりどころにしている授業というのはかなり散見されます。そこを活用してしまうと、教科書会社は、例えば社会科は、年間1,015時間ぎりぎり組んでおりますので、その中に、テストの時間であるとか、その他校外学習でフィールドワークをした時間、そういったものは含まれておりませんので、やはり各学校の児童生徒の特徴、そして、その学校で何を中心に、力を伸ばしていけないといけないのかという、それぞれの特性というものを考慮していけないと思いますし、そのことはいろんな機会でも指導しておりますので、的確にオーバーロードにならないように、計画的にビルドしてくださいという立ち位置で指導しております。

○委員（藤田直仁君）

ただ、一方では、現実的に例えば小学校でも、外国語は教科化出されているところ、要するに、もう時代の変化によって新しいものがどんどんどんどん加わってきているというのも事実ではないですか。そこを考えると、やはり、先ほど言われたように、昔と比べると、必ず教えなければいけない部分が多くなっていることはどうなのでしょう。量的なものは、増えているんですか、減っているんですか、それとも現状維持なんですか。

○学校教育課長（山口良二君）

ある一定年度で教育課程というのは組まれてまいりますので、本質的な分量は変わっておりません。ただ、参考資料として用いるもの、そして発展的に活用する資料、そういったものはかなり増えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですかね。

○委員（有村隆志君）

できればの話。先ほどの複式の学級数が34学級ということで、これできたら地域別に、学校名までは言わないが、後で資料で頂ければ、ここの議論にはないので、何か知りたいかということ、かなり複式が増えてきてるのではないかとちょっと危惧しているところです。

○委員長（松枝正浩君）

よろしいですか。提出方よろしく願いをいたします。ほかにはないので、以上で、陳情第5号についての執行部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時06分」

「再 開 午後 2時09分」

△ 議案第48号 請負契約の締結について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第48号、請負契約の締結について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第48号、請負契約の締結について、説明します。議案書の37ページを御覧ください。R6（繰）隼人中学校屋内運動場長寿命化改良ほか工事（建築ほか）について、仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、教育総務課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○教育総務課長（林元義文君）

議案第48号、請負契約の締結について、説明します。隼人中学校の屋内運動場は、昭和59年に建設され、建設後約41年経過しており、老朽化が著しい状況です。このような状況を改善し、内装の改修、設備機器の更新や屋根改修及び外壁改修などの長寿命化改良等を行い、教育環境の整備を図るため、隼人中学校屋内運動場長寿命化改良ほか工事に係る請負契約を締結しようとするものです。議案書の37ページを御覧ください。契約方法は、総合評価方式による一般競争入札であり、堀之内・ダイサン特定建設工事共同企業体代表者、株式会社堀之内建設、代表取締役堀ノ内茂樹が3億4,650万円で落札しました。議案書の38ページを御覧ください。工事概要は、屋内運動場の柱、壁、はりなどの躯体を残して、その他の部分について全て改修する長寿命化改良建築工事及び給排水設備工事です。工事場所は、参考資料1の配置図に斜線にて表示している部分であり、工期は、令和8年2月27日までを予定しています。平面図と立面図については、参考資料2から4を御覧ください。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

ようやく屋内運動場まで進んできてありがたいなと思うところなんですけれども、非常に古くなっておりまして、設備類もかなり不具合があるところがあります。例を挙げますと、例えばステージのちょうど前の部分に、下げるタイプのバスケットゴールがあるんですけれども、あれもなかなか上げ下げがうまくいかないような状況になっていて、競技中に非常に支障があったりする。そういった部分もあります。そういったものも含めて、設備関係も点検をして不具合があるところは、この改修の中に含めていただきたいと思うんですが、こういった部分は入っているのかどうか、伺います。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

今回の工事におきまして、内外装を全てやりかえる予定でございますけれども、設備につきましても、今おっしゃったスポーツ施設、バスケットボールコート、それから舞台の下の台車とか収納台車があるんですけども、その辺も不具合がありましたので、そちらのほうの交換、それからフローリング等も全てやりかえますので、コートのほうも新しく線を引き替える等の計画をしております。

○副委員長（野村和人君）

口述の中で、柱・壁・はりなどの躯体を残してとございました。屋根のほうを書いてないですけども、雨漏りがあるのか、屋根も改修するのか、確認をさせてください。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

屋根につきましても雨漏り等ございましたので、全て吹き替えるようにしております。

○副委員長（野村和人君）

もう一点、これの構造体は鉄筋コンクリートとか、鉄骨造とか、そこら辺についての御説明と新たな屋根の材種ぐらいは御答弁いただけますか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

構造につきましては、柱とはりが鉄筋コンクリート造になっておりまして、屋根部分の小屋組みとかにつきましては鉄骨造になっております。屋根につきましては、今、鋼板ぶきでありますけれども、同じように鋼板ぶきであるんですけども、長寿命化事業ということで今度は遮熱性のある鋼板をしまして、暑さ対策等も考慮しております。

○委員（有村隆志君）

将来的に体育館ということで、私、前回一般質問でやったんですけども、クーラーの設置というのをすべきではないかということで、そういうのを見据えてのこの設計で、将来、設置が可能かどうか、そこら辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

今回の工事につきましては、空調設備につきましては、ちょっと多額な費用が掛かるものですから、ちょっと見送っておりますけれども、もし体育館に空調の補助を導入する場合に、断熱性の向上とか求められますので、今、先ほど申し上げました屋根の遮熱性の向上でありますとか、断熱材の取付け、日射遮蔽フィルムの張りつけなどをしまして対応ができるようにはしております。

○委員（有村隆志君）

それは国の予算がつくということでいいですか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

今回の工事の長寿命化改良工事の補助対象になっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。休憩します。

「休 憩 午後 2時16分」

「再 開 午後 2時17分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（山口仁美君）

今の質疑に少し関連をしてお聴きしたいんですけども、将来的にクーラーを設置するにしても、今避難所の件ともよく話題に上がるわけなんですけれども、断熱については今御説明があった屋根の遮熱、それから窓、あと断熱材でしたかね、それ以外に何か今回の工事の中に入っている部分というのがありますか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

断熱対策につきましては、今話ししましたようなところについて対応しているところです。

○委員（山口仁美君）

屋内運動場が工事に入ってる間は、学習に関してはこういった対応されるのか教えてください。

○教育総務課長（林元義文君）

この体育館の工事が始まるに当たり、昨年のうちから学校と協議をしております、体育館で行う授業については1学期にまとめて行うということを聞いております。

○委員（山口仁美君）

以前から話題に上ったこともあるかと思うんですが、部活動も非常に盛んな学校でありまして、この部活動についても、近隣の例えば高専であったり、それから隼人の町体育館であったり、そういったところを活用しながらでないと、もう部活の活動場所がないような状況かと思うんですが、そういった協議は何かなさっているのかどうか、お示してください。

○教育総務課長（林元義文君）

部活についても同様に、学校と協議をしております。今、高専の話も出ましたが、高専に出向いて行って話をしたんですが、高専も、全国の中でも、5学年全部体育の授業をしている珍しい高専だというふうにお聴きして、なかなか、授業でも使っていると。部活についても、1学期に1回は顧問同士で利用の協議をしているということで、協力はしたいんだけど、ちょっと難しいというような回答を頂いております。学校と協議をしながらだったんですが、小浜小、小野小の体育館、あとは隼人体育館、サン・あもりを活用して部活を何とか対応できるように、関係各課、関係施設と協議をして、現在に至っているところです。

○副委員長（野村和人君）

今回、特定建設工事共同企業体ということで1位の堀之内・ダイサンと2位の出資割合について教えていただけますか。

○教育総務課長（林元義文君）

また後ほどお答えいたします[40ページに答弁あり]。

○副委員長（野村和人君）

あと、昨今の物価高騰が激しかったりするんですが、今回のこの工事に対して物価高騰対策等で変更契約等考えられるのかどうか、お願いいたします。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

契約書の中にスライド条項がうたっておりますので、それに基づきまして対応していきたいと考えております。

○副委員長（野村和人君）

ただ、前、聴いたときに、1年以内はないというような聴き覚えがあるんですが、今回の条項は1年以内に入っていますか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

1年を経過した後に対応するのが全体スライド条項となりまして、あとインフレスライド条項、単品スライド条項とありますので、そちらにつきましては、今回の工事でも対応できます。

○委員（山口仁美君）

工期について少し詳細に教えていただきたいんですが、今回この口述書の中では、令和8年2月27日までを工期として予定されているというふうに、先ほど説明がありました。学校の教育に使えない、内部に使えない期間というのも同じこの2月27日までという理解でいいのか、もしくは、内部に関しては少し早めになったりするのか、その辺を教えてください。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

一応、工程のほう、請負業者とまた今後、打合せしながらということになってくると思うんですが、一応現在のところは2月いっぱい使えないということで考えております。

○委員（有村隆志君）

この図面を見せてもらったときに、トイレの件なんですけれども、すぐ近くに屋外のトイレというのがあるんですが、生徒数が多いのでいるのかなと思いますけど、例えば、よく牧之原中

学校が、通路が、雨が降るのに外に行って濡れるよということがあるのですが、この辺の動線を見たときに、屋根は要らなかったのかどうか、そこら辺はどうですか。トイレは、水洗ということでいいですかね。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

現在、屋内運動場につきまして、トイレが既存でもあるところなんですけれども、こちらのほうが今外からしか使えないような状況になっておりまして、今回の改修で、中のほうからも使えるような形で改修をする予定であります。それから器具につきまして、今、和式便器になっているんですけれども、そちらも洋式に変えまして、水洗化するようにしております。

○委員（有村隆志君）

屋外も一緒にということですか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

今回の工事につきまして、屋外トイレにつきましては改修はしない計画です。

○委員（前島広紀君）

耐震性と耐用年数について一つ伺いたいんですけれども、昭和59年の建設で41年たってるということなんですけれども、それで柱、壁、梁、躯体を残してするということなんです、これ昭和57年以降だったらよかったんですけどか耐震は、まずその件。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

昭和56年度以降の建設ですと新耐震ということで耐震性があるということになっております。

○委員（前島広紀君）

そうしますと耐震性は問題ないということなんですけれども、建設後41年たっているということなんです、これをまた内装を柱とか主要部分は残して、壁とか屋根とか改修するということなんですけれども、こうした場合に、41年たつてあと何年ぐらい、耐用年数といいますか、そういうのは何年ぐらい考えられるものなのでしょうか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

国の長寿命化の目標としまして建物を80年持たせようということではしております。現在40年ほど経過しておりますので、改修いたしまして40年ほど延命といいますか、使えるような形でしていく計画です。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

先ほどの野村副委員長からの御質問のありました、出資比率の件ですけれども、堀之内建設が55%、ダイサンが45%となっております。

○副委員長（野村和人君）

2位のほうまでお聞きしたところでしたけどいかがですか。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

2位のところが末重・末広共同企業体なんですけれども、こちらのほうも55%と45%の割合となっております [46ページに訂正発言あり]。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、以上で議案第48号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時27分」

「再 開 午後 2時28分」

△ 議案第54号 財産の取得について及び

△ 議案第55号 財産の取得について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第54号及び議案第55号、財産の取得について、一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

議案第54号、財産の取得について、説明します。議案書の49ページを御覧ください。霧島学校給食センターの冷蔵庫その他厨房機器を更新するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。次に、議案第55号、財産の取得について、説明します。議案書の51ページを御覧ください。青葉小学校給食調理場の冷凍冷蔵庫その他厨房機器を更新するための財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校給食課長が説明しますので、よろしく審査くださるようお願いいたします。

○学校給食課長（柳田謙一郎君）

議案第54号、財産の取得について、説明します。議案書の49ページを御覧ください。霧島学校給食センターは、平成8年4月に開設され、建設後29年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況を改善するため、令和5年度から厨房機器等の計画的な更新を行い、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、冷蔵庫等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島アイホー調理機株式会社、代表取締役岩元伸一から5,170万円で取得しようとするものです。次に、議案第55号、財産の取得について、説明します。議案書の51ページを御覧ください。青葉小学校給食調理場は、平成9年4月に開設され、建設後28年が経過しています。厨房機器等につきましても建設当時のものであり、機器の老朽化が著しい状況です。このような状況を改善するため、安全安心な学校給食を継続して提供できるよう、冷凍冷蔵庫等の厨房機器を取得しようとするものです。取得の方法は、指名競争入札により、鹿児島アイホー調理機株式会社、代表取締役岩元伸一から2,882万円で取得しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。まず、議案第54号について、質疑はありませんか。

○副委員長（野村和人君）

今回の牧園地区、霧島学校給食センターの改修は、牧園地区の配送への想定があったかと思えます。配送車の段取りというか、計画と、それと時間内に配送できるのかについて確認をさせてください。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

現在、牧園給食センターのほうで2台、霧島給食センターのほうで1台配送車を使っております。それをそのまま統合後も3台で霧島センターから牧園の受配校、霧島の受配校に配送する予定となっております。もう1点ありました、配送時間内に配送が終わるのかということですが、一番遠いところで万膳小学校になります。霧島小ほうから大体21.5km、大体、26分ぐらいの想定なんですけれども、配送車で行けばゆっくりなるでしょうから30分程度と見込んでおります。今、この配送計画についても、牧園、霧島、そして学校給食課のほうで随時協議を行って、時間内の配送に間に合うように検討しているところでございます。

○委員（山口仁美君）

確認のみなんですけど、これ年次計画でされている事案ですよ、霧島のほうは。これ令和5年度から5、6、7の3か年でよかったですかね。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

5、6、7の3か年で間違いありません。

○副委員長（野村和人君）

議案第54号、55号に伴ってなんですけれども、入札の状況を拝見させていただくと、SS工業のほうも、両方とも御辞退ということになったようでございます。背景を御存じでありましたら御説明をお願いします。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

昨年どおり6社のほうに指名通知書を送ったところ、辞退届のほうが出されてきたのがSS工業になります。辞退の理由は、一身上の都合というか、会社の都合ということで、中身までは把握しておりません。

○委員長（松枝正浩君）

議案54号について質疑はございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第55号について、質疑はありませんか。

○副委員長（野村和人君）

こちらの青葉小学校についても国分北小に配送計画だと思われそうです。配送車の手配については、多分1校のみ、隼人についてはいろいろあるわけですけど、こちらについては、1件のみという形ですけど、どういう契約をしていこうと考えていらっしゃるか教えてください。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

青葉小から国分北への配送なんですけれども、こちらは昨年12月議会だったと思うんですが、債務負担行為を設定させていただきました。その内容としまして、隼人学校給食センターの配送業務委託を請け負っています霧島運輸、ここにもう1コース、車1台配送車を準備いたしまして、出発はまず隼人の学校給食センターです。そこから出発しまして、青葉小で給食を積み込む、そして国分北小へ配送する、回収はこの逆になります。以上のような工程となっております。

○副委員長（野村和人君）

それでは隼人のセンターの部分を兼務しながらしていただくということで御理解いたしました。今回、この配送コンテナ3台ということが物品の中に入っております。このコンテナ3台によって何学級分入るのか、また、その保温箱とかそこら辺についても入ってるのか確認させてください。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

配送のコンテナ3台になりますが、すいません、ここはまた確認いたしますが、国分北小は、1学年2クラスだったと把握しております。ですので、6学年掛ける2、プラス職員数の分がありますので、12学級プラス職員の食缶、食器を配送することになります。保温箱のほうなんですけれども、今まで単独調理場のほうは、一重食缶といって、よく皆様方も覚えがあると思うんですけれども、アルミ銀色の食缶で単独校のほうは配ってございましたが、今回配送が伴うことによって夏であれば温度が上がったり、冬であれば、温度が下がったりということを防ぐために二重食缶の食缶を購入いたしまして、配送する予定となっております。

○副委員長（野村和人君）

今の保温箱が、今回のこの物品の中に入っているということで認識してよろしいですか。

○学校給食課学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

この契約の中には、二重食缶、アイホットと呼ばれる名称なんですけれども、これは含まれておりません。これは別途、予算計上いたしまして、購入することとなっております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第54号及び議案第55号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時39分」

「再 開 午後 2時42分」

△ 議案第44号 霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第44号、霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第44号、霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明します。令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。本議案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、市町村は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準が確保された乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされているため、これを制定しようとするものです。詳細につきましては、子育て支援課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○子育て支援課長（村岡新一君）

議案第44号、霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明します。議案書は、23ページから31ページを御覧ください。本条例の内容について、概要をご説明します。まず第1条では、この条例の趣旨について、第2条では、用語の定義について、第3条から第5条では、この条例に定める基準の目的等についてそれぞれ規定しています。次に、第6条では、乳児等通園支援事業者が本事業を運営するに当たっての一般原則に関する事項について、第7条から第9条では、児童の安全の確保に関する事項について、第10条から第12条では、本事業に携わる職員の一般的条件等について、第13条から第16条では、虐待等の防止や衛生管理等といった児童の健全な発達に密接に関連する事項について、第17条から第20条では、乳児等通園支援事業所の内部規程や帳簿、秘密保持等についてそれぞれ規定しています。次に、第21条では、乳児等通園支援事業における2つの実施方法について、第22条から第25条では、実施方法のうち一般型乳児等通園支援事業の、第26条及び第27条では、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準等についてそれぞれ規定しています。最後に、第28条では、電磁的記録について規定しています。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

予算のほうでも出てきたものに関連する条例だと思うんですけども、今の口述の最後のほうにありました一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の概要を少し詳しく教えてくださいませんか。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

余裕活用型事業については、事業所に係る利用児童数が、利用定員総数に満たない場合において、空き定員枠を活用して受入れを行う方式で、基本的に各クラスの保育所による受入れが基本となります。実施事業所は、本事業の認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に限られます。一般型事業については、定員を別に設けるもので、設備の基準が定められております。乳児等通園支援に従事する保育士等を配置しなければなりません。一般型事業は、在園児と一緒に過ごすことを基本とする在園児合同実施と、在園児とは別の専用室で本制度を利用する子ども同士で過ごすことを基本とする専用室独立実施の二つの形態に分け

られます。

○委員（山口仁美君）

今回、予算化もされているわけなんですけれども、5施設実施の予定があるというふうにポンチ絵のほうに書いてあったんですけれども、今回のこの5施設はどちらの型を使って、この実施がされるのか教えてください。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

本年度の実施については、これから、施設の認可申請を受けての決定になりますので、その際にどちらを選択するか出てくるかと思います。現時点ではちょっと把握はし切れておりません。

○委員（山口仁美君）

詳細がどこまで決まっているのかというところが少し分からないものですからお聴きしたいんですが、これを実際御利用になりたい方は、どのような手続を踏んで、いつ頃から御利用になられそうなのか。今からのスケジュール感を教えてください。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

9月からの開始を見込んでおります。前もって、事業を実施する施設は、市に申請をして認可を受けていただきます。そちらが決まりましてから利用者のほうに、市に乳児等通園支援事業を利用する申請について、利用を申請していただきます。市は、申請に基づいて審査を行い、利用資格があることを確認した上で認定証を発行します。認定を受けた利用者は、利用施設を選定し、初回の面談の申込みを施設に行います。施設は申込みを受けて、日程調整の上、面談を行います。面談が終わった施設について、利用が可能となりますので、利用者は利用の予約をされます。利用者からの予約を受けた施設が受入れ可能であれば、予約を確定し、その予約日に利用することができるというふうになります。

○委員（山口仁美君）

7月から8月に認可のほうを受け付けて、その認可手続が終わって、そこでどういったスタイルで受入れをされるかというのが分かって、その時点で、御利用になる対象者の方々に周知をして、そして事業の開始という流れなんですけれども、お知らせをされるのは、大体いつ頃からの予定をされているのか。ポンチ絵を見ると9月頃から事業開始予定となっはいるんですけれども、認可が下りるタイミングと下りてしまわないとどこって言えないわけですよ。そうすると認可が下りるタイミングとそれからお知らせのタイミングというのは少し時間差があると思うので、いつ頃になったらどこにどういう形で預けられそうかというのが、お知らせが市民の方々に行くのかというような、そのスケジュール感を知りたいんですけれども。

○子育て支援課長（村岡新一君）

基本的には、今回条例を出して予算を提案してるところですが、先ほど申し上げた5施設あるんですけれども、施設については今から認可の作業を行いますので、実際、認可をとらないことには、こども誰でも通園制度を実施することができません。その期間として、子ども子育て会議等のスケジュールを考えますと、予算が可決された前提で話しますと、大体7月、8月に準備をさせていただいて、9月からその準備になると考えております。その場合は、ホームページ等を使って、認可がされた施設について募集ができる部分を行っていくことになりますので、また広報誌等も含めて検討していく必要があると思っていますんですけれども、まずはホームページに広報して、そのあと広報誌等、適宜対応していきたいと考えています。

○委員（山口仁美君）

であるとおおむね大体8月下旬から9月あたりには大体そのホームページにお知らせが載ってこの制度が始まりますよというのは、日付は今からのことだと思うんですけれども、そのぐらいのスケジュール感で考えてよろしいですか。

○子育て支援課長（村岡新一君）

お見込みのとおりです。こちらとしましても予算の計上は、約7か月分を見込んでおりますので、

9月には認可することができた施設については、開始できるものと考えています。それに合わせて、ホームページによるお知らせをしたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

これは国が子育て支援をするという中での一つのことですけれども、多いか少ないかこれから分からないけど、一応何人分を想定していらっしゃるんですか。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

令和7年度に実施予定の事業所の1か月当たりの受入可能人数の合計の見込みで申し上げますと、0歳児が40人、1歳児が32人、2歳児が52人を見込んでおります。

○委員（有村隆志君）

一応これは想定だということで、今後これは働き方改革、家庭支援ということですので、働いていない奥様も使えるということで、今後需要があると思いますが、これがもし超えた場合は抽せんになるか、それとも増やしていけるか、これは、保育士がいらないとできないので、そこら辺の管理はどのように考えていらっしゃいますか。

○子育て支援課長（村岡新一君）

現在、霧島市で見込んでいる数字は月当たりは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、実際にこの制度を行ってみないと、どれほどのニーズがあるかというのは分からないところでございます。実施施設の5につきましては、事前に要望を取って予算を計上したところですので、ここを増やすということはなかなか難しいと思うんですけれども、仮に5施設で利用する子どもたちが多い場合となりますと、適宜、補正予算の要求をさせていただくなり、また執行予算等あれば流用で対応するなり、受け入れる保育園等が可能であれば対応してまいりたいと考えています。

○委員（山口仁美君）

予算委員会のほうでも審査はあるのかなというふうに思うんですけれども、この今回予算化をされている通園支援事業においては、施設の側に補助金を出すものとなっておりますよね。なので、この条例を変えて、この制度が動き出したときに、保護者の方々の御負担というの、当然受益者負担的な感じであるのでしょうか。

○子育て支援課長（村岡新一君）

現在、令和8年度から給付費としてスタートするわけなんですけど、今年は子ども子育て支援交付金で実施しているところです。そちらの要綱については、約300円程度が保護者負担金の目安とされているところです。ただ、最終的には園のほうで負担金の額が定められるとなっておりますので、原則としては、基本的には300円というのが目安となっているところです。

○委員（山口仁美君）

あと、もう一点なんですけれども、受け入れる施設の側に補助金を出していくわけなんですけれども、実際、先ほどどちらの型で受入れるとか、余裕があるからその枠の中で受け入れるのか、それとも専用に受け入れるのかという話もありましたけれども、これ、受入れが予定どおりうまくいかなかった場合、要するに実績が上がらなかった場合でもこの補助金というのは出ていく形なんですか、それとも実績ベースでしょうか。

○子育て支援課主幹（中村真貴子君）

補助金の基準については、子供1人1時間当たりの補助基準単価としておりますので、実績ベースになります。

○委員（山口仁美君）

もう一点、先ほど要望を取ってこの5施設が今、仮で上がっていらっしゃるというようなことだったんですけれども、これは国分隼人地域が主なのか、それとも中山間地域でも手を挙げようとしているところがあるのか、公表できる範囲があれば教えてください。

○子育て支援課長（村岡新一君）

場所についてお答えいたします。令和7年度の実施施設は5施設で、全部で国分地区がゼロ、隼

人地区は2、溝辺地区が1、牧園地区が1、霧島地区が1、合計5となっています。場所については、隼人地区が、認定こども園隼人高千穂こども園、見次ちびっこ園、溝辺が集成保育園、牧園が認定こども園隼人高千穂こども園、霧島が大窪保育園となっております。先ほど申し上げましたが、あくまでも要望の段階でございますので、認可という手続を経て初めて事業ができる形になると思います。

○委員（山口仁美君）

あと、これで私も最後だと思うんですけど、この趣旨としては、家庭で得られない体験等をできるようにということで、どちらかというと、保護者都合ではなくて子どもの育ちに目を向けた制度だというふうに理解しているんですけども、保護者の方々が利用申請をなさったりする段階では、ここが理由がどうなのかということを問いかけるような内容があるのか。要するに、就労のために預けたいけど空きがないので一時預かりを使ったりしている実際実態があったりするので、その辺のすみ分けはどのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○子育て支援課長（村岡新一君）

基本的に一時保育になりますと、先ほど出てきた保護者が就労している、もしくは家庭の都合で子どもの保育ができないという部分で、今現在、一時保育事業等を行っているんですが、それとは別に今回、こども誰でも通園制度を行うわけです。こども誰でも通園制度につきましては、先ほど委員のほうからもお話があったとおり、預けていない子どもたちが対象になっておりますので、その子どもたちが保育園とかに行くことによって、他の子どもたちと触れ合うという部分もあるんですけども、一方で、保護者が就労できていない、もしくは保育の必要性があるときに、この事業で預けられないかと言いますと、預けることは可能です。具体的なすみ分けとなりますと、あくまでも保育園等に通っていない子どもたちが預けられる。年齢のほうが、1歳6か月から3歳になる前の前の日まで、今誕生日で言えば前々日、0歳6か月から3歳になるまでの日ですから誕生日でいいますと、誕生日の前の前の日までを預けることができるという形になります。具体的に一時預かりとこども誰でも通園制度で違いが出てくると言われますと、どちらかというと、こども誰でも通園制度は、対象年齢であれば、預けることができるということになります。

○委員（有村隆志君）

今、地域をお聴かせ頂いたんですが、国分がゼロだったというのは、何かちょっと「えー」と思うんですけど、それは、ただ募集したから来なかったと、こちらから積極的に行ったけど来なかったと、どうでしょうか。

○子育て支援課長（村岡新一君）

今回は令和8年度から実際の給付制度に入るということで、現在、確か令和5年だと思うんですが、5年、6年と試行的に国が行っていて、令和7年度については、いわゆる子ども子育て支援事業交付金で実施するという形になりました。それを踏まえて実施するところは、希望するところはありますかというところで、こちらのほうから各全ての園に照会をかけたところです。その中で手を挙げられたところが5施設だったということになります。先ほど出てきた、子どもの利用者が増えてきた場合、今後の対応になるんですけども、そういうことを見据えますとやはり今後、必要に応じて受入れ施設の数が増えるようにこちらとしても働きかけをしていかなければならないと考えています。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第44号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 3時02分」

「再 開 午後 3時04分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。議案第45号の審査に入る前に、教育総務課迫主幹から訂正の発言の申出がありましたので、発言を認めます。

○教育部教育総務課主幹（迫 則男君）

先ほどの議案第48号、隼人中学校の屋内運動場長寿命化改良ほか工事の契約議案の野村副委員長からの質問で、出資比率が2位のところの比率をということだったんですけれども、末重・末広特定建設工事共同企業体というふうにお答えしたところだったんですけども、2位の業者が南建設・小永吉建設特定建設工事共同企業体で出資比率が55%、45%となります。修正いたします。すみませんでした。

△ 議案第45号 霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の廃止について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第45号、霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の廃止について、審査します。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

議案第45号、霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の廃止について、概要を御説明します。本議案は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症となったことにより、新たな対象者が発生しなくなったこと及び傷病手当金の請求が2年間の時効を迎えたことから、本条例を廃止しようとするものです。詳細については、保険年金課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（木原浩二君）

議案第45号、霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の廃止について、御説明いたします。本条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を可能な限り防止し、労働者の感染または感染が疑われる場合に、療養しやすい環境を整備することを目的として策定された新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）に、国民健康保険における傷病手当金の支給が盛り込まれたことを踏まえ、令和2年度に制定しました。傷病手当金は、令和2年1月1日から、感染症の位置付けが5類感染症となった令和5年5月8日の前日までの間に、感染または感染が疑われ、労務に服することができなかった方が対象になります。今回、傷病手当金の支給対象期間の翌日から起算して、2年間の請求期間が終了したことから、本条例を廃止しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

この条例の廃止によって請求期間も終了したのでということで御説明もありましたが、この条例が廃止されることによって何か影響のある方というのは、いらっしゃるんですよねという確認をさせてください。

○保険年金課長（木原浩二君）

今回この感染症自体が5類感染症というところで、5類感染症につきましては、例えばインフルエンザであったり、手足口病、マイコプラズマ肺炎といったような感染症も含まれております。今申し上げた感染症と同等の取扱いとなったということで、影響がないと言われますとあれなんですけども、取扱い的にはそういったものと同じ取扱いになるというふう考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で、議案第45号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時09分」

「再開 午後 3時20分」

△ 議案処理

△ 議案第44号 霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第44号、霧島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第44号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第44号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第45号 霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の廃止について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第45号、霧島市新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険傷病手当金の支給に関する条例の廃止について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第45号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第45号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第45号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第48号 請負契約の締結について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第48号、請負契約の締結について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第48号について、討論に入ります。討論はありま

せんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第48号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第48号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第54号 財産の取得について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第54号、財産の取得について、委員間討論に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案処理に入ります。議案第54号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第54号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第55号 財産の取得について

○委員長（松枝正浩君）

次に、議案第55号、財産の取得について、委員間討論に入ります。御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案処理に入ります。議案第55号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第55号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時24分」

「再開 午後 3時41分」

△ 陳情第4号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第4号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度の負担率の引上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、委員間討論に入ります。御意見はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

私の意見としまして、陳情第4号につきましては、毎年のように、この陳情内容は出てきておりまして、その都度、不採択になってはいるんですけども、国への陳情書という形で、1項目めはそのまま、2項目めは削除、3項目めの内容を表現を直して提出、4項目めはそのままの表現で出してるかと思います。陳情者の言われるように、やはり理想を追求するという、教育の在り方というところでは理解できるんですけども、実際にそういうことができるかということを議員としては判断しないといけないと思いますので、そういうやり方、前回と同じ結果になるかもしれませんが、そういうやり方がいいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今、宮田委員からありました、この3項目めの特別支援学級籍のこの文言については、昨年度の文言で意見書の提出をしておりますけれども——休憩します。

「休憩 午後 3時43分」

「再開 午後 3時43分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは今、宮田委員のほうから委員間討議の御意見がありました。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

採決をすべきだと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、山口委員のほうから採決をすることということでありましたけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは陳情第4号について、採決をする方向でまいります。これより陳情第4号について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

私は、陳情第4号に反対の立場を明確にして討論を行います。この陳情の内容につきましては、理解はできるものの、まず1項目は理解できます。2点目の複式学級に関しましても、要求背景は分かるんですけども、実際に本市の場合どうなるかということ、34学級、複式学級がございます。それを実際に解消するとなると、それだけミニマムでも34名の先生の追加が必要ということで、実際に現実的にはまず不可能だと考えております。3点目につきましても、実際にこの内容ではなく、小規模校においては運用ができないものと考えますので、前回と同じような表現の内容を変える、すいません、ちょっと言い忘れました。2点目は削除する。3点目は、文言の表現を前回と同じように修正する。4点目はそのまま残した形で、国への意見書という形で提出すればいいと思います。念を押しますが、この陳情第4号につきましては、不採択にすべきだと考えます。

○委員長（松枝正浩君）

今、宮田委員より原案に対しての反対の意見の発言がございました。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。陳情第4号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者ゼロ、したがって、陳情第4号は不採択とするべきものと決定をいたしました。不採択にはなりましたが、先ほど宮田委員の発言がありました。この陳情書4項目のうち、1項目めと4項目めについては、陳情者の文章のとおり。そしてまた、2項目については削除。そしてまた3項目については昨年提出をいたしました文言、この文教厚生常任委員会で作成をして提出した文言ということで、3項目についての提出ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それから、意見書の裏面になりますけれども、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣というふうになっておりますけど、提出先もこのようによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではこのようにいたします。それから、本会議の趣旨説明は委員長が行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのようにさせていただきます。

△ 陳情第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第5号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

つい先日行われた定例会においても、このカリキュラム・オーバーロードについては、採択をしておりますので、採択をする方向で良いとは思いますが。ただし、陳情趣旨や理由の部分を読みますと、カリキュラム・オーバーロードの部分に関連しないところもあるので、文言に関しては整理が必要かと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではないようですので、以上で委員間討議を終わります。それでは討論に入ります前に、この審査を採決するか、それとも継続審査とするかお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（宮田竜二君）

この陳情第5号は、採決すべき内容だと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、宮田委員より、採決することということで御意見がありましたけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは採決することに決定をいたしました。これより陳情第5号について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。陳情第5号について、採択すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって陳情第5号については、全会一致で、採択すべきものと決定しました。ただいま採択すべきものと決まりました陳情第5号については、会議規則第14条第2項の規定により、7月2日の本会議において、文教厚生常任委員長名で意見書提出に関する議案を提

出することになります。陳情書の裏面に意見書の案がありますけれども、修正すべきところ、この点について御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。文言の修正を、先ほど御意見もあったかと思うんですけれども、修正、どこを削ったりというようなところであります。そこまで確認をした上で提出をするという形になります。

○委員（山口仁美君）

前段の、今、学校現場ではというところから、5行目の困難な状況となっていますというところに関しては、全く関連しないわけではないんでしょうけれども、カリキュラム・オーバーロードの内容からすると少し離れているように感じますので、ここを削除しまして、先ほど教育部長のほうから御説明がありました、カリキュラム・オーバーロードとは、国の教育課程基準に基づき学校が定めた教育課程の内容と時数が過多になっている状態のことですというような、カリキュラム・オーバーロードについての説明、あとそれから、その時数が過多にならないように学習指導要領の容量や標準授業時数を見直すことは大切だと考えますということがありましたので、こういった内容を盛り込んで、そして、学習指導要領の改訂はというところにつなげていくのがよいのではないかと思います。ほかに何かあれば、また盛り込んでもいいかと思うんですけれども。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

では山口委員のほうからありました、この陳情者が提出をしてきました裏面のこの意見書の案ですけれども、今ありましたように、この本文のところの、今、学校現場ではから5行目の、状況となっていますというところをまず削除をするということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それで今、改めてまた御意見がありました、教育部長の口述の中にあります、この陳情第5号についての見解を説明しますということでありました、このカリキュラム・オーバーロードとは、国の教育家庭基準に基づき、学校が定めた教育課程の内容と時数が過多になっている状況のことです。主体的に対話等で深い学びを具現化し、子どもたち一人一人に未来社会を切り開いていく資質、能力を育てていくために、教育課程の内容と時数が過多にならないように学習指導要領の容量や標準授業時数を見直すことは大切だと考えていますと、そのような内容のものに少し整理をして、ここの中に入れ込んでいくと、記載していくというような方向性でよろしいでしょうか。

○委員（山口仁美君）

先ほど5行目までということをお伝えしたんですけれども、次の3行に関しても、教育部長の御説明の中の、教育指導要領の見直しに当たっては単に授業時数を削減するのではなく各教科等の本質を踏まえた学習内容の精選や、子どもたちが生きていく上で必要な資質、能力を育むために必要な量を考慮した検討が必要であると考えますということも非常に大事な部分かなと思いますので、改善することとそれから精選すること、陳情者が話をしてらっしゃる内容と重なる部分かとは思いますが、より分かりやすい表現に変更してもよいのではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

それでは今、山口委員のほうからありましたように、この教育部長の口述の中にあります、上段から三つを含めた形で、先ほど訂正した箇所に挿入していくというようなことで、文書の整理をするということによろしいでしょうか。

○委員（藤田直仁君）

そもそものこの陳情の部分のところは、カリキュラムの改善となっているんですけど、ここ自体もちょっと変えていかないと、今の文章がちょっと生きてこないような気がするんですが。要するに、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める、ここの部分を、改善でいいのかなというところもちょっと気になるんですが。

○委員長（松枝正浩君）

ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 3時54分」

「再 開 午後 4時00分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは確認になりますけれども、陳情者の提出された意見書の本文ですけれども、1行目から5行目までを削除して、教育部長の口述の上段から3段落目まで、これまでを、ここの中に少し精査をして入れ込みまして文言をつくるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、次に提出先については、記載のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

ではそのようにいたします。本会議の趣旨説明は、委員長が行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのようにいたします。

△ 陳情第6号 中山間地（過疎地）における小中学生の安心安全な通学等に関する陳情書

○委員長（松枝正浩君）

次に、陳情第6号、中山間地（過疎地）における小中学生の安心安全な通学等に関する陳情書について、委員間討議に入ります。御意見はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

陳情第6号については、陳情者が言っていることは趣旨はよく理解できますが、特に、3番目は時間がかかる論点であるし、2番目に関しても、行政のほうでは、スクールバスの修繕ができないということで、令和8年度の予算で反映できるように努めているという今、進行形であるということ。問題になるその1点目についても、現状は、路線バスの定期便や保護者の送迎に係る経費等を実際は支援しているんですけれども、それとはまた別に、牧園地区においては路線バスが減便となったために、スクールバスのルート延伸や公用車を活用して対応しているものの、なかなか改善ができていない部分もあるという要望であります。そういうことで、現状では、もう少しここを掘り下げて、詳細を検討していく必要があるのではないかということから、継続審査すればいいのではないかなというふうに思っております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今、委員間の討議の中に少し触れておりましたが、藤田委員のほうからありましたように継続審査という言葉もありました。これはもう採決をとらずに継続審査ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではこの陳情第6号については、継続審査にしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

継続審査といたします。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（松枝正浩君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御意見がありませんので、委員長報告なしということでいきたいと思います。以上で、審査を終わります。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（松枝正浩君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、御意見はありませんか。ちょっと休憩します。

「休 憩 午後 4時04分」

「再 開 午後 4時06分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。それでは閉会中の所管事務調査についてですが、先ほどちょっとありました、継続審査になっている陳情第6号、このことについて御意見ございませんでしょうか。

○委員（山口仁美君）

陳情第6号、継続になったわけなんですけれども、2項目めのバスの更新については、8年度予算で対応できないかというような執行部の答弁もありましたので、この点は様子を見ていいのかなと思います。そして、1項目めについては、陳情者側とそれから執行部側の答弁の食い違いがあったり、それから具体的に急勾配であったり砂防ダムの件等もありましたけれども、実際に現場を見に行き、どのような危険な状況があるのかというのを確認をしたほうがいいと思います。それから3項目め、公立学校あり方検討委員会というのが今後開かれていくわけなんですけれども、今回、陳情の主の項目であるスクールバスや交通手段には地域政策課であったり、ほかの所管の課の協力も欠かせないと思いますので、今現在どういう形で考えているのかというところもあわせて確認をできればと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それで今、山口委員のほうからありましたように、この陳情書に基づく調査といたしまして、1項目め、まずこの現地の状況の確認。このものの確認をさせていただくということと、2につきましては、予算要求等がなされていくであろうということで、これについては注視をします。それから、3項目めにつきましては、あり方検討委員会の中での話もありますが、まだ具体的にはこれから動いていくということでもあります。当然、牧園総合支所、そしてまた教育委員会、そしてバス路線の部分でいきますと、企画部の地域政策課が関わりがありますので、ここも含めての調査というような形でこの閉会中、行っていく方向性でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

そのように取扱いをさせていただきます。調査項目については、今のこの陳情第6号の継続になっている部分及び文教厚生常任委員会の所管事項についてということで提出したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。以上で閉会中の所管事務調査について終わります。

△ その他

○委員長（松枝正浩君）

その他ですが、委員の皆様方から何かございませんか。

○委員（宮田竜二君）

委員長報告の中で入れるべきなのかどうするべきなのかちょっと分からないんですけど、陳情6号の中で、陳情者の方から、いろいろバスの運行に関しまして運転手の不足であったり、それはやはり職員というかそういう決まった人じゃないと運転できない、地域の方、PTAの方、学校関係の方がボランティアとしてやりたいんだけどできないという法律的なところもあってというところなんですけど、例えば自家用有償運送事業というのがあって、総務環境が先進地に行政視察に行っていますので、そこも含めた調査を所管事務調査の合同調査という形でやったほうがいいかな。ただこれは、すぐに結果が出るものではないので、長期的な計画を例えば改選後、そういうような形の長期的な取組を、今回の委員長報告の中に盛り込むかは委員長が判断していただきたいと思いますけどそういう動きが必要かと思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、宮田委員のほうからありましたように、この学校の関係でいきますと文教厚生常任委員会が所管をしていくということであります。そして今ありましたように、公共交通の関係でいきますと総務環境常任委員会、そしてまた、当然現場の状況を改善していくというのは、これは産業建設にも所管が関係してきますので、当然、市議会全体として取り扱っていかないといけない部分であると思いますので、このものについては委員長報告の中に、今後の展望として入れていくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

そのようにさせていただきます。それでは、ほかにございませんか。

○委員（山口仁美君）

今の宮田委員の御発言に関連してなんですけれども、今回、陳情6号に関しては6号で調査をかけていくわけなんですけれども、先ほどおっしゃったように合同調査〔同ページに訂正発言あり〕のタイミングというのは非常に大事なかなと思います。今後、また横川であったりいろんな地区でスクールバスのお話であったり、通学の話というのが出てくると思うので、できれば提言につながる形で一緒にやれるところがあれば、総務の委員長なり、お話をもちかけてもいいのかなというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

今、山口委員のほうからもありましたように、所管がまたがる部分でございますので、また定例会が終わりましてから総務の委員長とも、産建の委員長も含めて、少しお話を差し上げたいと思います。ほかにございませんか。

○委員（有村隆志君）

今、お話がありました合同の調査ということなんですけれども、先ほども議会提案という、これは議運に関わることでございますけれども、やはり、そういうものになり得るのかなあという気がしますので、1回鳥獣被害は回答が来ましたよね。だから、そういう形も。うち6号で一旦やりますけど、そのときに一緒にもうやるのか、一応、委員長のほうで、そこら辺をちょっと、さっきおっしゃったみたいに、ちょっと調整をにかけていただきたいと。そういう可能性があるかなと思います。

○委員（山口仁美君）

意見を修正させてください。合同調査ではなくて合同審査、議案の審査に当たって合同ですと。所管の委員会が審査をするんですけれども、補助的にといいますか、ほかの委員会に入っていて審査をするという方法はとれるので。相手のあることなので、ちょっと聴いていただいて、もし可能であれば一緒に入っていていただくということもできるのかなと。継続審査のときに。

○委員（有村隆志君）

やるとすれば、やはり共通項ということで、地域交通というのは全体に関わる。これは学校に関

わってるので、そこが学校に関わってるかどうかということは、やはり委員長として、もし関わっていたらやるべきかなと思いますけれども、そこら辺の調整かと思います。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午後 4時13分」

「再 開 午後 4時17分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。その他ですけれども何かございますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時17分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

松枝 正浩